

会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 令和元年12月11日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

1番 鈴木勝利君

2番 藤田尚美君

3番 秋山泉君

4番 長田麻美君

5番 山本伸子君

6番 守屋常雄君

7番 伊藤裕一君

8番 石原幸雄君

9番 柳井哲也君

10番 甲斐徳之助君

11番 池辺己実夫君

12番 加川裕美君

13番 北島登君

14番 杉森弘之君

15番 須藤京子君

16番 黒木のぶ子君

17番 諸橋太一郎君

18番 市川圭一君

20番 板倉香君

21番 遠藤憲子君

22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 長	植 田 裕 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	藤 田 幸 男 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	山 岡 孝 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	飯 島 希 美 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長兼 財 政 課 長	山 崎 裕 君
総務部次長兼 管 財 課 長	野 口 克 己 君
市民部次長	小 川 茂 生 君
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	内 藤 雪 枝 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 茂 男 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
庶務議事課長	野島	貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田	晴男君
庶務議事課主査	宮田	修君

令和元年第3回牛久市議会定例会

議事日程第3号

令和元年12月11日（水）午前10時開議

日程第 1. 一般質問

午前10時03分開議

○議長（石原幸雄君） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長（石原幸雄君） 初めに、15番須藤京子君。

〔15番須藤京子君登壇〕

○15番（須藤京子君） おはようございます。市民クラブの須藤京子でございます。

通告に従いまして、一問一答方式で一般質問を行います。

最初の質問は、大量退職時代に向かって行うべき職員体制の整備と「人財」づくりについてであります。

ただいま、大量退職時代に向かってと申し上げましたが、この状況は数年前より起きており、既に突入していると言えますが、今後の3年間で50名を超える職員の方が定年退職を迎えることから、今回質問として取り上げました。

市政運営において、こうした状況は多くの自治体でも同様で、職員体制の整備と人材育成が課題として指摘されております。総務省でも、10年以上前から分権型社会における自治体経営の刷新戦略の研究などの中で警鐘を鳴らしておりました。牛久市においても、こうした事態を迎えることは周知のことであり、対策を考えていたと推察いたしますが、改めてその取り組みを質問する次第であります。

それでは、まず、職員体制について、第6次行政改革大綱と職員配置適正化の観点から質問いたします。

牛久市では、改訂版第6次行政改革大綱の中で、効率的な行政システム構築と組織の編成についてその方向性を述べております。しかし、この大綱の中では、人件費の管理を管理指標とし、人件費の抑制が主眼となっております。したがって、職員配置の適正化の議論もなされて

おらず、他市のように職員配置適正化計画あるいは人員管理計画が示されてはおりません。牛久において、この計画が策定されなかったことは、過去の市政運営における負の遺産の結果であり、本来この難局を支えるべき年代の職員が早期退職に追い込まれてしまった経過もあり、いびつな職員構成がさらに進んでしまうという結果をも生み出してしまったと私は思っております。

では、そうした過去の結果を踏まえ、現在ほどのようになっているのでしょうか。定員管理の状況について、人口1万人当たりの一般行政職員数に対する一般的指標はどうであるのか。県内32市との比較、類似団体との比較あるいは定員モデルまたは定員回帰指標との比較においてはどうか、その数値をお示しいただき、それをどう評価しているのかもあわせてお聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 職員数の一般的指標につきましては、毎年度、総務省で実施する地方公共団体定員管理調査の報告に基づき、人口と産業構造の2つの要素を基準としてグループに分けた類似団体別職員数の状況において、当市は平成30年4月1日現在、84の類似する団体の中で人口1万人当たりの一般行政職員数は、少ない順で全国で2番目、県内の自治体では守谷市が10番目、龍ヶ崎市が30番目となっております。

また、普通会計の職員数は、当市が最も職員数が少ない市となり、同様に守谷市は5番目、龍ヶ崎市が15番目となっております。

また、人口と面積を用いて各団体の職員数を試算する定員回帰指標では、平成30年4月1日時点で一般行政部門で84人の職員数不足となっております。

これらの指標からもわかるとおり、当市の常勤職員数は全国的に見ても少ない状況となっております。

これまでの市の取り組みとしては、他の自治体同様、一連の行財政改革による定数削減や採用抑制、一般職非常勤職員制度の導入により業務の担い手の見直し等により職員数の削減を進めてきたところでありますが、常勤職員が少ないがゆえの弊害が多く見られたため、住民ニーズの多様化や複雑化、今後数年間で大量退職を迎えることもあり、組織の長期的・安定的な運営を図る観点から、平成28年度から職員数を増加させる方針に転換し、計画的な採用を行い、段階的に職員の増員を図っております。

今後もこれらの指標を踏まえ、また、他の自治体の状況等を把握しながら随時採用計画を見直し、行政サービスの安定的な運営が図れるよう職員数の適正化に取り組んでまいります。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 全国的に職員数の削減が求められた、進んだ背景には、市町村合併

というのがございました。牛久市ではそうしたこともない中で、全国的にも、類似団体等の比較においても際立って職員数が少ないということが今の答弁でも明らかでありました。

それでは、この状況を踏まえ、令和2年度、3年度をどう乗り越えていくのかということでございます。生活に密着した行政サービスに対するニーズが増大するのに伴い、職員に求められる資質、能力は多様化、高度化してきています。そして、一方では、財政の硬直化を改善するため、厳しい定員管理も求められているという状況にも追い込まれております。それぞれの業務内容の見直しを初めとし、来年度から始まる会計年度任用職員、臨時的任用職員という任用形態の変化による財政的な影響も精査した上で、外部委託の活用で組織のスリム化を図るなど、幅広い観点からの精査が必要となってくると思います。そして、その上で職員配置の適正化や職員採用の方針が決定されていくものでなければならないでしょう。

今後の牛久市の組織づくりにおけるこうした基本的とも言える点についてどう考えてきたのか、これまでの取り組みと今後についてお聞きます。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 行政サービスに対するニーズの高まりや複雑化に加え、市における固有の課題に向けて対応も必要となることから、これまで以上に職員個々の資質を高め、組織力を高めていく必要性は認識しております。

その上で、市の方向性と優先を見きわめ、施策に応じた組織機構編成や、柔軟に迅速に対応できる職員の育成と専門性を生かした職員採用を計画的に行うとともに、会計年度任用職員制度の導入による職員が従事する業務の量及び内容の変化を捉えた継続的な業務改善、外部委託の活用等による組織のスリム化、それとコスト削減につながる取り組みを実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） いびつな職員構成や大量退職時代の到来は、牛久市独自の問題というだけではなく、どの自治体にも共通している課題であり、現在の日本社会全体が抱えている問題であるとも言えます。しかしながら、それをどのように捉え、どう対応してきたのかは個別の問題であるとも言えます。

牛久においては、これまではまだ持ちこたえられる状況にあり、影響力を抑えることができたのかもしれませんが、しかし、現在はもう待ったなしの状況と言えるでしょう。業務に精通、熟練した経験豊富な職員のノウハウを円滑に次世代の職員にいかに関承させていくのか。また、いびつな職員構成によって本来マネジメント経験を積むべき世代が、結果としてそのトレーニングの機会を得られなかった影響も考えるべきであると思います。

こうした点については、これまでどのような対応をしてきたのか、職員採用に当たってはど

うだったのか、これまでの取り組みと今後についてをお聞きます。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） これまでの職員採用について振り返ってみますと、結果として、各年齢層のばらつきにより職員構成に偏りを生じてしまったことを踏まえ、平成28年度の採用試験から各年代で業務を引き継ぎながら仕事を進め、長期勤続によるキャリア形成が必要とされる観点からも年齢制限を設け、専門的な技術等を必要とする職員を含め、採用を行ってまいりました。

定年における大量の退職を見据え、安定した行政運営を図るため、また、常勤職員を中心とした組織づくりを目指した採用計画を策定し、募集を行ってございますが、昨今の社会情勢等のことにより、予定している人数の採用をできない実情もございました。

こうした中、平成29年度からは受験者対象者に高等学校新卒者を加えたほか、これまで30年近く採用のなかった障害者の採用試験を実施し、今年度は障害の種類の限定をなくし、継続して実施しております。

また、令和2年度からの会計年度任用職員制度の導入を見据え、公務員等の経験者を対象とした試験の受験資格を35歳から45歳まで引き上げております。

さらに、今年度は、当初より2回の試験実施を計画に盛り込むなど、新たな試みを行っており、今後も採用試験の内容や実施期間を含め、引き続き見直しを図ってまいります。

一方、ノウハウの伝承を補う意味での職員の育成につきましては、各職層に応じた研修を継続して実施していくとともに、業務で必要となる専門研修により補完し、職員の資質向上につながる研修を検討してまいります。

また、日々の業務を通じて知識や経験を学ぶ職場研修の意義は大きいことから、OJTがより効果的になるよう職場の環境づくりについても検討してまいります。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 組織づくりというのは一朝一夕になし遂げられるものではありません。この間、公務員に対する一般的評価も大きくさま変わりし、職員採用、そして就職した後の離職防止にも苦慮する時代となっていることは私も存じております。こうしたことへ担当する人事、担当の方々の御苦勞というのはいかばかりかと推察する次第でもあります。

しかしながら、こうした時代だからしょうがないということも言えません。今までの御答弁、私はコメントを、私なりの今御答弁いただいたコメントは控えてまいりましたが、こうした総論の部分ではどこでも同じく反論するものはないと思います。そのとおりだと思います。それが本当に市政の中で反映できるほど定着していたのかというところが問題であろうと思います。今、市長御答弁いただきましたけれども、その中で、そうした採用の方針も28年からより積

極的になったということではありますけれども、今後の対応としては、そうした育成も含め、人材育成はこの後も申しますけれども、今後の対応については短期的にはどうするのか、中長期的にはどうするのか、そして計画的に人員管理はどういうふうにしていくのか、こうした適正化計画あるいは人員管理計画、これは牛久市に現在のところございませんが、こうした計画について整備していくというのも一つの、こうした方法をみんなが情報を共有し打開していく一つのこうした計画を立てることが方法ではないかと私は考えるところではございますが、これについての御見解を伺います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 確かに人口構成を見ますと、牛久は非常に逆ピラミッドの激しい、激しいといえますか、顕著なことが見えましたが、それにおいて、これからの職員形成、いかに職員を伸ばすか、そういうことで一つの、採用の仕方もございますけれども、その研修の中にも私は一歩踏み入れた研修をしようということで、今庁議で、定例決裁でございますが、今まで課長が来ましたが、今は課長以下の職員が来るように、そして多くの職員がいろんな仕事になれるということも、これは大きなものだと思っております。また、新人の研修においても、いろんな各団体、こういう団体を見せることも、これからいろんな職員にも、要するに一部事務だけじゃなくて、行政というのはいろんな外部団体もありながら、そしていろんな仕事もしているんだよということでやっています。

また、一つに考えることは、今私もあれなんですけれども、牛久シャトーについても、過去5年間採用した職員にローテーションを組んでシャトーの歴史、それからこういう歴史あることによって、そこで、土日でございますけれども、そういうところで自分の、ガイドとかそういうボランティアをしてもらって、そしてより知識の理解、そしてサービスする気持ちもまた一緒に養っていただく、これは私は大きな研修なのかな、そういういろんなさまざまな研修のやり方も入れて、そして職員研修にも力入れていく所存でございます。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） これからの牛久市の職員体制について、将来を見据えた展望を持ち、定員管理の計画または方針の必要性については十分認識しているところであります。

牛久市第6次行政改革大綱では、人材の適正配置による効率的な組織編成の中で、職員の年齢構成と人件費を考慮した常勤職員数を管理指標としておりますが、来年度から始まります会計年度任用職員制度の運用状況や、実施予定とされている公務員の定年の段階的な引き上げの状況等を勘案しなければなりません。職員数の不確定要素が見込まれる現状でありまして、現段階では定員管理計画などを直ちに策定する予定はございません。しかしながら、平成28年度に作成いたしました平成29年度から令和10年度までの職員採用計画、これをもとに毎年

度見直しを行いまして、短期的には職員を増加させるとともに、職員の年齢構成の平準化を図りまして、状況に応じ、定員管理計画等の策定についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 私もこの定員管理計画、適正化計画あるいは人員管理計画、これをきちんと策定しなければならないというところまでは思っているわけではございません。ただ、こういうことをやはり計画するという段階においては、幹部職員を初めとし、それぞれの業務の見直しにつながる、適正な業務遂行には適正な人員とはどうであるのか、それぞれの部門がそれぞれの認識に立ち、そしてその結果として職員はどうか、定数とはどうあるべきか、その職務はどうかあるべきか、そういうことにつながっていくということで、こうした計画を立てることもその一つの手法ではないかということでお話し申し上げましたけれども、職員採用計画の中でもそれができないわけではないと私も思っております。年々きちんとローリングしていただいているというふうには思っておりますけれども、その点さらに進めて、いびつな職員構成だけではなく、行財政改革にものっとった職員のあり方、それを構築していただきたいというふうに思っております。

それでは、次に、「人財」育成と職場環境の整備についての質問に移ります。

現在、多くの自治体では、少子高齢化や人口減少社会の到来に伴う税収減等の厳しい財政状況、職員数の減少、情報化の進展、市民ニーズの多様化など、社会環境が大きく変化する中で、いかに行政サービスの質を落とすことなく持続可能なまちづくりを進めていくのかという大きな問題に直面しております。

自治体戦略2040構想研究会の報告書にも示されているとおり、人口減少やデジタル技術の進展等の中で、より少ない職員で効率的に事務を処理する体制の構築とともに、職員でなければならない業務に集中すべきというスマート自治体論もあり、業務の質や職員に求められる能力も変化しつつあります。これらに対応しながら、さらに行政サービスの質を向上させていくため、職員一人一人が直面するさまざまな課題に対応できる、即応できる高度な知識、能力を備えた職員となり、地方公共団体の使命である住民福祉の向上と市政の発展の実現に向かっていかなければなりません。

組織にとって人は財産であり、地方自治体の使命を達成する上でその主役となるのが職員ということになります。自治体には職員一人一人の意欲と能力を最大限に引き出すことで、市民にとって宝となる職員を育成していくことが求められます。そのためには、どのような意識や能力が必要なのか。そして、バックアップすべき体制として組織はどうかあるべきかが明確でなければなりません。

牛久市では平成14年に人材育成基本方針が示されていますが、これで職員の能力開発、人材育成システムの取り組みはどうだったのか、また、これまでの取り組みをどう評価しているのかお聞きします。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 自治体を取り巻く環境が変化し、超少子高齢社会や厳しい財政状況、市民ニーズの多様化や複雑化、自然災害の多発化等に対応する中で、これまで以上に職員個々の能力や資質の向上が求められているものと認識しております。

牛久市人材育成基本計画では、職員の能力開発として研修制度の確立を掲げておりますが、近年、業務の枠組みの中にとらわれない研修も職員の育成には必要であると感じており、各種イベントなどを通して、先ほど市長からもありましたが、市民や地域とのかかわり合いや体験を積むことにより、幅広い視野を持った職員の育成や他部署の職員との連携によるコミュニケーション能力の向上、主体的に行動できる職員の育成を目的とし、青少年育成牛久市民会議によるふれあいキャンプに参加するキャンプ研修の実施や、地域などで市民が参加するイベントへの積極的な参加を推奨しております。

これらの取り組みの中、先日、平成30年度新規採用職員が休日に偶然遭遇した交通事故現場において、要救護者、被害者に対して救急救命措置、胸部圧迫の救急救命措置を施しまして、今月、稲敷広域消防本部より表彰されることとなりました。その勇氣ある行動は主体的な行動力があらわれたものであり、当市としましても職員表彰を行い、行動をたたえたいと思っております。

また、平成29年度からは、新たに茨城県自治研修所主催の新規採用職員課程研修への派遣を開始し、新任職員として必要となる知識や技能だけでなく、他の自治体職員との意見交換を通し、職員として見識を深めております。

さらに、今後の新たな研修として、牛久シャトーが復活した際には、施設案内等を職員が担えるような実践型の研修の実施を検討しているところです。

職員の人材育成につきましては、平成27年に人事院がまとめた、時代の変化を踏まえたこれからの人材育成報告書の中で、これまで職場や日々の業務での指導や経験を通して、職員みずからが勉強し、議論し、学ぶ環境があった時代から、さまざまな行政課題、定員削減や職員自身の仕事観の変化等により、管理職員自身も本来求められている管理的業務や人材育成に十分な時間をかけ、若い職員に任せて経験を積ませるといった運営ができにくい環境に変化し、人が育つ職場環境が失われつつあり、昨今の環境変化を前提に、個々の職員のキャリア開発と人材育成に必要な職場づくりに一層積極的に取り組み、人が育つ職場環境を再生していく必要があるとされています。

市といたしましても、人材育成基本方針策定後15年が経過しており、人材育成の現状も変化していることから、時代に即した人材育成基本方針への見直しにも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 今、御答弁の中でも、この人材育成基本方針が平成14年に策定されて、それ以降、計画の中身、計画をどういうふうにも市政の中で人材育成の方針をもとに研修体制等進めていくのか、それはこれまでもやっつけられたと思います。そして今、国の方針、そして牛久市の方針も具体的な見直しもしていく必要もあるのかもしれないというようなことを御答弁いただきましたので、この点を再度質問しようと思っておりましたが、今の答弁にございましたので、次の質問のほうに行きたいと思っております。ただ、そういうふうにも市としてその方針を示し、職員にそれをしましても、実は職員数が足りなかったり、そしてその職場の環境によって出にくい、研修に参加しにくい、そうしたことも一方ではある、業務への支障が出る、そのことを余りにも懸念し過ぎるため、研修に参加するのを控えてしまう、そうした事態が起きないように、研修等に参加しやすい、そうした体制を幹部職員、そして中堅の管理職員含めて、十分に認識をして、若手の職員、そしてキャリアを積むべき職員にはそうした機会を与えていただきたいということをお願いしたいと思っております。

それでは、次ですが、全ての職員が能力を最大限発揮し、働きやすい職場環境を整備するため、長時間労働の是正等のワーク・ライフ・バランスの実現や多様で柔軟な働き方を推進するとともに、高いマネジメント能力を有する幹部職員の確保、育成をこれからも図っていく必要があります。

また、多様な人材が活躍できる体制を推進していくことも求められております。育児休業、介護休業がとりやすい体制づくり、復帰時の支援や女性職員の幹部職への登用など、女性の活躍推進、障害者雇用の推進、非常勤職員等に係る研修、そしてキャリアアップの実施など、きめ細かな取り組みをさらに進めていく必要があると考えます。また、全ての職員が気持ちよく生き生きと働ける職場環境を確保するため、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメントなど、職場におけるハラスメントの防止に向けた研修等も実施し、改善にも努めていかなければなりません。

これまでの取り組みと課題、今後に向けての対応についてお聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、職責を果たすとともに、家庭や地域の生活でも、子育てや介護など人生の各段階に応じたさまざまな生き方を選択・実現できる職場環境づくりの実現には、須藤議員がおっしゃるとおり、長時間労働の是

正を含むワーク・ライフ・バランスの実現など、職員が生き生きと働くことへの支援や、出産・子育て支援、職員の人材育成、女性の活躍推進、ハラスメント防止対策など、さまざまな環境の整備が必要となります。

特に、長時間労働における時間外勤務の削減と年次休暇の取得状況等については、各職場の実態に応じ、課題解決に向けた是正を図るよう努めてまいります。

職員の心身の健康の維持や家庭生活の充実を目的とする夏季休暇につきましては、平成27年度までは廃止しておりましたが、平成28年度に3日間の日付で付与を再開、今年度は日数を5日間へ拡大するとともに、取得可能期間を一月延長し、10月まで取得できるよう期間の拡充を図り、来年度については取得期間を6月から10月までの延長ということで予定しております。

今後は、働き方改革の推進や障害者雇用、次世代育成支援法、女性活躍推進法などに代表されるような時代のニーズに合わせ、現在や過去にとられることなく、必要な対応、改革を実施し、全ての職員が働きやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 人材育成とともに働きやすい職場環境をつくっていく、これもこの職員の能力を最大限引き出すためには大変重要なところであるというふうに考えます。

そこで、副市長のほうにちょっと御答弁いただきたいんですけども、ずっと行政畑を歩いてこられ、そして現在副市長という立場で、女性の活躍推進とか、また昨日も出ておりましたが男性の育児休業取得とか、また介護休業の取得とか、女性だけではございませんけれども管理職への登用も含めて女性職員の活躍推進、こうしたことも含めて、これまで行政を長いこと歩いてこられた経験から、職場環境をどのようにして働きやすい環境にしていくのか、その点について副市長のお考えを伺えればと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君） 確かに長い間市役所のほう勤めてまいりましたけれども、今思っていることを申し述べさせていただきますと、まず、ここは仕事場だということです。仕事場でするので、その仕事には真摯に向き合って、簡単に言えば一生懸命取り組むということが基本になるんだろうとっております。ただ、その仕事を遂行する上でも、人間でするので、人としての尊厳とか健康とか、そういったものは保持されなければならないということが一方ではあると思います。

じゃあ、その働きやすいということ考えたときに、その両方の兼ね合いをどこでとるかということが多分重要になってくるんだろうと考えております。そういった兼ね合いをとるため

に、先ほど議員おっしゃるとおり、療養休暇、夏季休暇の話も出ていましたけれども、そういったさまざまな休暇制度、あるいは尊厳ということからすれば、女性の方も当然同じように登用されるべき、同じ機会に恵まれるべきだというようなことのさまざまな制度がその裏についてきているんだろうと思います。そういった兼ね合いを職員一人一人が理解するという事だろうと思います。そういったことを理解した上で仕事に取り組むし、休暇をとっていく。それと同時に、相手の立場、そういったとった場合に、自分もとることになるわけですから、とる立場になっても考える。要するに、相手の立場になって、仕事も休暇なんかと同じ立場で考えていくということが続けていけば、よりよい働きやすい職場になっていくのではないかと。当然そういったいろいろな制度の趣旨を理解した上でそういうことをやっていけば、よりよい職場になるのではないかとというふうには考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 1番目の質問では、牛久市政が持続可能な市政運営、市民にとって誰もが住んでよかったと思える市政運営に当たっての、市長からも組織としてのお考えを伺い、そして職員にとっては働きやすい環境、これを副市長からも御答弁をいただいたところでございます。

職員が、かつては精神的な疲弊から療養休暇をとるというようなこともあったというふうに思っております。本当にそうした職員定数が、職員が在籍していても、そうした休業をとらざるを得ないような職場環境、これは絶対に排除していかなければいけない。そしてまた、会計年度任用職員の制度が始まります。職員への対応の仕方、これまで以上に配慮していかなければいけない面も生じるというふうに思いますので、市長、副市長を初め、皆様にはよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

療育体制の拡充について、6点の質問を行ってまいります。

1つ目は、一貫性のある療育体制の推進についてであります。

障害のある子供にとって療育は、その後の人生をその子らしく生きていけるかどうかにかきかかわる問題であります。療育は早期発見、早期対応が重要ではありますが、幼児期、学齢期、学齢期以降など、それぞれのライフステージに対応した支援につなげていくことが求められております。一貫性のある療育が生涯にわたっての支援として継続されていくことが必要不可欠であります。また、近年問題となっております発達障害については、保護者が子供の障害を認識しないまま早期療育を受けられず学齢期に至り、学齢期以降に問題が生じる状況も見受けられ、早期発見、早期対応の必要性が叫ばれているところでもございます。

一方、平成24年度の子童福祉法の改正により、障害児通所支援サービスが整備され、療育

の現場に民間事業者も参入するようになり、サービス提供体制も多様化してきております。さらに、支援の継続性という視点では、中学生、高校生を対象とした放課後等デイサービスの利用も進んでいることもあり、小学生から高校生まで見通しを持った療育のあり方を考える必要も生じてきております。

それでは、まず、牛久市の療育体制の現状をお聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 牛久市の療育支援体制につきましては、赤ちゃん訪問、3・4カ月児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診及び5歳児を対象とした問診票による発達の確認を通して、発達障害の早期発見・早期支援に努めております。また、小集団で遊びを通して子供の経過観察や保護者への養育指導を行うかるがも教室を実施するなど、支援の充実に努めております。

こども発達支援センターのぞみ園では、日常生活の基本的動作や集団参加の力を身につける小集団指導や、一人一人の児童の発達課題に合わせた個別指導を行うとともに保護者への相談を実施しており、関係機関によるケース会議の実施、巡回相談や就学時健診時における相談を実施するなど、きめ細やかな支援を行っております。

就学後におきましては、相談支援事業所が作成するサービス等利用計画に基づき、放課後等デイサービスを利用する児童も年々増加しており、未就学児から就学児まで、さまざまな療育支援を実施しているところであります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） それでは、次に、総合的な療育の推進についてであります。

牛久市では、こども発達支援センターのぞみ園を中心として療育が行われているところではございますが、個別的にはきぼうの広場もかわりながら障害のある子供への取り組みがなされてきました。しかしながら、医療ニーズのある子供への対応、軽度発達障害への対応、自閉症等への専門的な取り組みなどにおいては課題があると考えております。それぞれのライフステージに見合った療育の提供、障害に応じた専門性の強化など、総合的な療育の推進のためには保健、医療、福祉、療育、教育が連携するトータルな支援が求められます。

そのためには、プラットホーム的機能、組織が必要と考えますが、市の他職種、他機関の連携の現状をお聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 牛久市におきましては、先ほども申し上げましたが、一人一人の障害児の成長に合わせた支援を実施しており、社会福祉課、健康づくり推進課、こども家庭課、指導課、きぼうの広場、保育園、のぞみ園、相談支援事業所及び関係事業所が連携し、

ケース会議や情報交換を通して療育支援を実施しているところであります。

今後におきましても、保護者からの相談を含め、関係機関の連携を深めながら療育支援を実施するとともに、のぞみ園を地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターとして設置することにつきまして検討してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） ただいまの御答弁の中には、かねてより切望していたところである児童発達支援センターの設置について検討していきたいというようなことを述べられました。この点については、さらにお聞きしたいところではございますが、後でも触れる箇所がございますので、その部分で伺ってきたいと思います。

それでは、次に、家族への総合的・系統的な支援についてであります。

障害のある子供が家族とともに地域社会で暮らしていくためには、家族への支援が不可欠です。のぞみ園では、療育や発達支援の取り組みを通して、子供の適切な進路や障害受容につながる保護者支援を行っています。のぞみ園利用者のサービス評価アンケートでは、保護者同士がつながるための支援について改善を求める声が上がってはおりますが、おおむね評価を得ていることは承知しております。

しかしながら、日常的な子育てへの支援、障害への正しい理解、受容への支援、保護者の就労や兄弟児を含めた子育ての悩みへのサポート等、総合的な家族支援の充実が求められるほか、さらに、医療的ケアや重度の心身障害の子供への支援も必要に迫られてきております。さらに、就学後の子供に必要な療育についても課題があると考えます。また、障害の有無にかかわらず、全ての子供がともに成長できるよう、療育を必要とする子供とその家族の地域社会への参加、包容、「包容」は包む、受け入れるという「包容」ですが、包容、インクルージョンの推進も求められているところでございます。

そのためには、幼稚園や保育園、認定こども園などを初め、地域の子育て支援施策の中でも、配慮を必要とする子供への対応に関するスキルアップや人材育成を行うこと、課題を施策に反映させていくことなどが必要となってまいります。牛久市の取り組みの現状を伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 家族に対する支援といたしましては、健診を通しての相談、のぞみ園での相談、就学時における支援など、発達段階に応じた支援を実施しているところであります。しかしながら、保護者が発達障害に関して受け入れられないなど、療育指導を受けられない場合もあり、早期の療育支援につながらないケースもあります。

今後におきましては、さまざまな機会を通して保護者の相談に応じながら、関係機関等との情報共有を図り、児童の早期療育につながるよう支援してまいります。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 御答弁もありましたように、相談事業、そして家族や地域への支援の推進、これは療育とは違った困難さを包含しているものでもあります。こうした役割をものぞみ園は担っており、こども発達支援センターの機能拡充は今後もますます求められてくると思われまふ。そこで、先ほども答弁あった、児童発達支援センターの設置ということになるんだろうと思ひます。

ただ、現在のところは、のぞみ園の療育ということで、今議会にはのぞみ園の指定管理者を牛久市社会福祉協議会に指定する議案が上程されております。こののぞみ園、こうした機能拡充が求められる中で、今後の職員体制の強化や施設整備の拡充についてはこうした指定の中でも上げられているのか。そうした点について、今後のあり方、予算の配置等も含めてお聞きしたいと思ひます。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） のぞみ園の職員体制の強化につきましては、これまで利用者の増加に合わせて人員の増に努めてまいりましたが、今後におきましても、児童発達支援センター化を視野に入れ、人員の確保及び施設の検討を進めてまいります。

また、本議会に上程しております指定管理者の指定に関して公募した際には、のぞみ園の利用者の増加に対応するための職員の増員を見込みながら、5年間の指定管理料の設定をいたしております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） それでは、次に、保育園、幼稚園への就園及び在園支援についてであります。

のぞみ園では、対象児童を未就学児としておりますが、利用に当たっては毎日利用可能という状況ではございません。また、幼稚園通園可能年齢になって、同年齢の子供との交流を求め、幼稚園就園を望んでも受け入れ可能な幼稚園はほぼないと言われております。保育園には受け入れられる場合もありますが、それぞれの障害により難しい場合もあります。子育て支援センターの活動として熱心な取り組みを展開している私立保育園でも、障害のある子の受け入れは積極的とは言いがたい状況です。

牛久市では、障害のある子の保育園、幼稚園の就園状況、また、こども発達支援センターとの連携について、現状を伺ひます。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 障害のある子の就園状況につきましては、把握している人数は、公立保育園が24人、私立保育園が11人、公立幼稚園が13人となっております。

のぞみ園では、保育園等を現在利用している障害児や今後利用する予定の障害児が保育所等における集団生活のための専門的な支援を必要とする場合に、集団適応のための必要な訓練や訪問先施設の職員に対する情報提供及び指導を行う保育所等訪問支援を行っており、保育園や幼稚園と連携し、児童の療育支援を行っております。

また、保育所等訪問支援は、令和元年10月末現在で129名の児童がサービスの支給決定を受け、のぞみ園及び民間事業所のサービスを利用しております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 就園状況を御答弁いただきましたが、中でも現在の保育所等訪問支援を利用している児童が129名いらっしゃるということでした。保育所等訪問支援は、厚生労働省が進める共生社会の実現に向けた地域社会への参加、インクルージョン推進のための一丁目一番地とも言われる重要な事業で、多くの子供たちがこうした事業を利用することでインクルージョンの実現に近づき、保育園や幼稚園等の受け入れも改善されていくものと期待しております。

しかしながら、こうした通所型の療育支援が求められる一方で、通所では支援を受けられない児童もいらっしゃるわけで、訪問型支援についてはどういう状況にあるのか、あわせてお聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） のぞみ園では、これまで行ってきております小集団指導及び個別指導に、平成29年度から、保護者から要望がありました肢体不自由児クラスを加え、実施しているところであります。しかしながら、議員御指摘のとおり、通所型の療育支援を受けることができない児童がいることは承知をしております。現在、居宅訪問型児童発達支援につきましては、市内では実施している事業所はありませんが、市外で実施している事業所はあり、サービスを受けている児童もおります。

今後につきましては、居宅訪問型児童発達支援の必要性につきまして、市内の事業所に対しサービスの開始等について働きかけをしております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 今現在は医療の発達とともに、これまでは病院にずっと入所、入院していた子供たちが、さまざまな在宅での医療の提供も受けられる、そうしたまた機器もあるということで、地域社会、御家族とともに暮らす、そうした状況が生まれている。そうした中で、この訪問型支援というのは今後のやはり課題であろうというふうに認識しているところで、現在のところは居宅型のサービス提供事業所はないということでしたけれども、これは牛久市が音頭をとっても、果たして利用者がどうであるのかというようなこともありますので、旗

振っただけでは事業所が手を挙げるということにはならないだろうというふうには思いますが、実は潜在的なニーズというのはあるのではないかとということで、さまざまな相談を市役所では受けているということで、こうしたサービス提供についても今後十分な体制を整えていかれるようお願いをしたいと思います。

それでは、一方の公立幼稚園での受け入れの拡充についてをお聞きしたいと思います。

先ほどの答弁では、現在受け入れていただいている公立幼稚園のほうの児童は13名ということでしたが、これは私が議員になったころは受け入れがなかったというふうにも思っております。社会が変わってきたということに私としては希望を感じるところですが、それでもまだまだ障害の程度によってはハードルが高くなると思われまます。

今後についてのお考えをお聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 現在、公立の幼稚園、第一、第二の両幼稚園に発達障害等で支援を要する園児が十数名入園しているという現状は、先ほどの福祉部長の答弁にありましておりでございます。この入園している子供たちの障害につきましましては、いろんな障害がございます。発達障害もあれば、ほかの障害もあるという、それで、その程度もいろいろございます。時々支援を要する程度の園児から、もう一対一で常に支援をしないと対応していけないというような程度の、さまざまな園児を今お預かりしているという。議員からもありましたように、今公立の幼稚園ではなるべくそういった保護者の要望を受け入れるようにということで、極力入園の申し出があった児童を受け入れるようにということで努めているところでございます。

しかしながら、幼稚園の教諭、そして支援員の数というのが決して十分ではないという現状もございまして、入園するに当たりましては、保護者にある一定の期間もしくは随時付き添いをお願いするというようなことで受け入れをしているという現状がございます。そういった中で、我が子が同年代の園児たちとかかわりを持つ中で、楽しいとか、うれしいというような表情を見せるようになったり、さらには、なかなか声が出なかったお子さんが声を出せるようになったりということで、そういう我が子の成長を目にする保護者の皆様とともに、その保護者同士もしくは職員とのコミュニケーションを通して悩みを共有したり、相談をして解消するといった構図もあって、そういったコミュニケーションを通して、若干ではあるかと思いますが、不安解消につながっているという現象もございます。

いずれにしても、現在の公立幼稚園の場合、2年間という期間でございまして、こういった集団生活を通して人とかかわりを持つことで、子供たちの社会性の基礎を培う大切な時期ということで保育をしているという現状があります。

一方で、なかなかその療育の施設とのコミュニケーションというのが十分でない部分もある

と、現場のほうでは感じている部分がございますので、今後引き続き、極力許せる範囲の中で受け入れていくという中では、教育の場である幼稚園と療育施設であるのぞみ園等とのこれまで以上の連携を図りながら、よりよい幼児教育ができるように努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 御答弁いただき、牛久市の公立幼稚園での障害のある子の受け入れ、そうした状況細かに御説明いただきました。障害のある子、配慮が必要であるということで、どうしてもここに職員を配置せざるを得ない部分もある。これが加配という形でできればいいんですけれども、財政的な面もあろうと思います。のぞみ園では、先ほども申しました保育所等訪問支援、こうしたことも行っております。そうした中で、障害についての幼稚園教諭の方々、理解を深め、そして周りの子供たち、そして保護者の方々とともに、誰もがこの幼稚園でよかったねと言えるような体制、今後も構築していただきたいというふうに思います。

それにしても、先ほども申しましたが、15年、16年前のころは、こうした議論できない状況でした。それができるというのは、やはり牛久の中でのこうした理解というのが、学校教育の現場でも、教育委員会の中でも広がっているということで、これは大いに勇気づけられるというふうに私は感じたところでございます。

それでは、次、学齢期の子供・保護者への支援についてであります。

児童福祉法等の改正以降、教育と福祉の連携の強化が進められ、相談支援の充実や障害児支援の強化が図られてまいりました。学齢期の児童には、小・中・高校生の放課後等デイサービスの利用など、学校に在籍しながらの通所型療育支援が利用できるようになりました。こうした新たなサービスが導入されたことから、児童が在籍する機関との連携、支援体制のあり方も改めて検討する必要が出てまいりました。また、サービス提供事業所と特別支援学校あるいは地域の学校、保護者のニーズ等の情勢、サービス事業者の運営についても注意を払っていく必要があると考えております。さらに、地域の学校に在籍している軽度発達障害のある子供については、こうした支援を保護者が理解していないこともあります。長期休業中における利用も可能であるというようなことなど、きめ細かな保護者支援も必要だと思っております。

そこで、牛久市の現状についてをお聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 放課後等デイサービスは、授業の終了後や休業日に自立した日常生活を営むために必要な訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供及び余暇の提供等を行い、自立の促進及び放課後等の居場所づくりを推進するものであります。

市内には9カ所の放課後等デイサービスの事業所があり、令和元年10月末現在で119人

の児童がサービスの支給決定を受け、市内、市外の事業所を利用しております。また、長期休業中などには放課後等デイサービスのほか、日中一時支援事業をあわせて利用することにより、保護者の負担軽減や就労の機会が確保されるとともに、学齢期における児童の療育支援が受けられることから、年々利用者数及び利用日数が増加している状況であります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） この事業につきましては、保護者のニーズも高く、利用者数、利用日数ともに増加傾向ということでありました。当初、サービス提供している事業所も数所しかなかったという状況からふえてきているということも存じております。

こうした状況は今後も拡大していく傾向にあるというふうに思われることから、サービス事業者の確保はできる状況と言えるのか。また、それぞれの事業者の提供するサービス内容の把握、そして指導あるいは相談体制について、これは県の事業でもあり、市には権限はありませんけれども、市民からの意見等にはどのように対応しているのかお聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 放課後等デイサービスなどの利用者の確保につきましては、先ほども申し上げましたとおり、市内に9カ所の事業所があり、定員は全体で95人となっております。第1期障がい児福祉計画で定める利用人数の定員数は満たしている状況にあります。

また、放課後等デイサービスの内容の確認や指導につきましては、茨城県の権限であることから、市が直接指導等を行うことはできませんが、保護者などから授業内容等の相談が寄せられたときには、茨城県に情報提供をしながら対応してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 最後に、推進基盤、人材、施設、連携体制、財源の整備について質問してまいります。

地域療育を推進していくためには、基盤整備が必要であることは言うまでもありません。先ほどの答弁では、療育体制の基盤整備に当たっては、児童発達支援センターを設置することが必要不可欠で、児童発達支援センターの必要性は十分理解しているとの見解を示していただきました。障害のある子供が家族とともに地域で安心して暮らしていけるような社会となるためには、施設整備のほか、発見機関、これは保健センター等です。そうした発見機関、療育機関、教育機関等、関係する各機関が子供の情報を共有し、分担しながらかわっていく体制をつくり上げていくことにも力を注いでいかなければならないと思っております。

特に、教育機関と療育機関の連携をどのように強化していくのか。LDやADHDなど、軽度発達障害児に対する支援も新たな課題として捉えていかなければなりません。そして、民間も含めた多くの業種、機関が連携を図り、強化していく必要もあります。そして何より、こう

した事業を推進していくための財源確保が重要であることは大きな課題ということでもあると思います。牛久市における推進体制の現状をお聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 療育体制の推進基盤としましては、児童発達支援センターがあります。児童発達支援センターは、先ほども申し上げましたが、児童発達支援を実施するとともに、施設の有する専門機能を生かし、地域の障害児や家族への相談、障害児を預かる施設への助言等を行うなど、地域の中核的な療育支援施設であります。国で示されました成果目標によりますと、市町村または障害保健福祉圏域に1から2カ所の設置が位置づけられ、牛久市第1期障がい児福祉計画におきましても同様に位置づけておりますが、牛久市を含め、近隣市町村におきましても設置に至っていないのが現状であります。

今後におきましては、児童発達支援センターの必要性は十分理解しておりますので、のぞみ園との協議を重ねながら、人材の確保及び施設の建設等につきまして検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 御答弁では、療育における推進基盤としての児童発達支援センター開設に向けて期待が持てる内容だと判断いたしました。

児童発達支援センターの設置については、市の障がい児福祉計画では今年度に設計を行い、来年度において開設する予定と位置づけられておりましたが、果たして国の基本指針に沿った取り組みができるのか、実は危ぶんでおりました。現実のところ、まだ基本的に動き出しはしていないながらも、現在のこども発達支援センターのぞみ園から児童発達支援センターへ拡大していくその方針は十分理解しておられるということで、支援が必要な子供の保護者にとっては悲願とも言えるこのセンター開設、大いに期待するところでございます。しかしながら、そのためには現在の施設を改修するか、あるいは新設が必要となり、予算の確保が最重要課題なのではないかというふうに思っております。

牛久市における療育体制の整備は、これまで多くの保護者や関係者の努力、そして行政の取り組みにより充実したものとなってきていると私も理解しております。しかしながら、社会の中で新たに生まれるニーズに対応するため、バージョンアップをしていかなければならないものでもあります。引き続き、調査研究を重ね、この最後の質問ではもろもろ申し上げておりましたが、これも児童発達支援センターの機能として取り組みが進める中で解決していかれるものというふうに理解をしておりますことから、私の質問は以上で終わりとし、引き続きこの件に関しては調査研究を重ね、住民の福祉向上のためにより一層取り組みを進めていただければと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（石原幸雄君） 以上で15番須藤京子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時25分といたします。

午前11時18分休憩

午前11時28分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、12番加川裕美君。

〔12番加川裕美君登壇〕

○12番（加川裕美君） 日本共産党、加川裕美です。

通告に基づき、これより一般質問を行います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、大きな1番、幼稚園からの地域連携、市民参加の子育てについてお伺いいたします。

本市における「コミュニティ・スクール」の現状と課題。

総務省の指針によると、コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会が設置されている学校で、この協議会は保護者、PTAや地域住民、教職員などからなり、地域と学校で子供たちを支える仕組みです。

牛久市では、奥野キャンパス、現奥野小、牛久二中が他校に先駆けてスタート。今年度4月から市内全公立小中学校で導入されたと把握しております。市民からは、学校、地域、家庭が連携して読み聞かせや課外学習、安全パトロールなど、さまざまな取り組みをする中、生徒が抱える課題を解決したり、互いの信頼関係が深まるなど、多くの効果を感じるという声。一方、教職員の働き方改革の一環としては、教員の定数増こそ求めるべきではないか、学校行事をどうか削減しないでと学校に訴えたら、かわりにボランティアに参加してはと言われたなど、目的を疑問視する声も少なからず上がっています。

本格導入から半年以上がたち、今、現状と課題をお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

コミュニティ・スクールとは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合いまして学校運営に意見を反映させることで、地域とともにある学校づくりを進める仕組みということが言えます。具体的には、学校運営協議会と地域学校協働本部を設置します。学校運営協議会委員は、学校と対等な立場で学校運営の当事者として協議を行い、ビジョンを共有し、その達

成に向けて学校の課題の解決や要望、願いといった実現に取り組みます。そこで熟議された内容を地域学校協働本部と一体となって推進をしております。地域学校協働本部とは、より多くの幅広い層の地域住民や団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することによりまして、授業補助や登下校の見守りなどの地域学校協働活動を推進する体制です。そこには地域学校コーディネーターが学校、地域、保護者の調整役となって協働活動を推進しております。

当市のコミュニティ・スクールは、平成28年度に奥野小と牛久二中に、30年度より岡田小、神谷小、牛久一中に、また本年度よりほかの市内の小中学校で導入をされております。

各校それぞれの実情や要望、願い等によりさまざまな活動が展開されつつありますけれども、共通している特色といたしましては、授業支援が中心となっていることが挙げられます。

例えば、牛久第二小学校では、地域学校コーディネーターが学校に定期的に常駐をいたしまして、先生方の日々の授業での悩みや願いを聞き取っています。具体的には、音楽会の合唱の練習のために合唱指導ができる方を探したり、海外の生活を学ぶために海外生活体験者を探したりする事業を支援しております。

また、下根中学校では、先生方の研修の時間を確保するために、学校運営協議会委員でもある地域学校コーディネーターが筑波大学のスタッフを招きまして、先生のかわりに部活動の指導を行う活動を始めております。

先進地区のおくのキャンパスでは、オーストラリアの生徒の受け入れや民泊のお手伝いをしたり、これまで学校が主催していたおくのふれあいまつりをコミュニティ・スクールの皆さんが企画運営し、地域とつないでくれたりしました。また、授業支援部会をつくり、学習をも支援をしております。

ほかにも多くの学校で登下校の見守りや自習の見守りボランティアを行っております。

しかしながら、市内全ての学校をコミュニティ・スクールとする取り組みは、他市町村に先駆けて県内初の導入であるため、学校によって進捗状況に違いがあるのが現状であります。また、地域の方へのコミュニティ・スクールの理解をどう深めていくかも課題となっております。さらには、学校運営協議会委員がPTA役員などを兼務していることも多く、自分の仕事でもある中でその負担が大きくなってしまっているという課題も実際にございます。

今年度は、組織を固めまして、学校運営協議会として自立できることを目指しております。将来的には、子供たちの学びの場を学校から地域に広げて、地域の問題をともに考えていけるように、また、教育委員会として学校運営協議会がみずからこの活動を地域に発信していけるように支援をまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 地域コーディネーターさんを仲介として先進地域では大変充実した

活動がなされる一方、学校ごとに進捗状況の違いがあるというのが現状と承りました。

コミュニティ・スクールの概念そのものが全市に浸透し、学区、内容に縛られず、ただいまの御答弁どおり、市民全体の緩やかなネットワークづくりを進められていく御支援を引き続きお願い申し上げます。

続きまして、その活動の延長線上にある質問です。地域の特色を生かした今後の教育活動に向けて。

今後、市の特色を生かした取り組みとして期待が寄せられているのは、公立小学校と幼稚園が隣接している牛久ならではの連携した教育活動です。第二幼稚園では既に自主運営のサークルも生まれ、地域の方々との密な交流や行事を通して、素晴らしい関係が生まれているとお聞きしています。一方、2度の引っ越しを余儀なくされた第一幼稚園は、新興住宅地のただ中にあり、新住民の方ときずなをつくるという段階にはまだまだ至っておりません。

幼稚園、小学校、中学校が隣接したひたち野こそ、集団生活の第一歩を踏み出す幼稚園から地域ぐるみで保育にかかわることで就学をよりスムーズにし、教育現場への理解が深まり、先生が障害のある子供たちにかかわる時間もふえ、今全員でそろって行えていない夏場のプール、運動会など、より充実した園行事が可能になるのではと考えます。同時に、幼稚園保護者が小学校、中学校を訪れることで、新たな視点や支援の必要な児童に寄り添った、より温かい見守りが生まれるという効果も期待できます。

そこで、お伺いします。公立幼稚園をコミュニティ・スクールに組み込み、町全体、市全体で教育活動に携わっていくことはいかがでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

公立幼稚園の在園児は、市内全域から登園している状況にあります。その中には、支援を要する園児も入園をしております。幼稚園教諭及び支援員が協力して保育に当たっているところでもあります。しかしながら、現場の人員には限りがありますので、園児の状態によって保育に困難を来す場合には、先ほど須藤議員の御質問にも答弁したように、保護者と話し合いのもとに付き添いをお願いしている状況にあります。

このような現状から、園に通う保護者同士も互いに声をかけ合いながら手助けを行い、協力し合う風土が生まれつつあります。

議員御指摘の第二幼稚園では、支援の必要な子供が登園するときには、ほかのお母さん方が車からおりのを手伝ってくれたりしております。海外に住んでいた経験のあるお母さんは、英語教室を開催をしてくれたりしております。お母さん方で木工クラブという組織をつくりまして、園庭の池を修理したり、あるいは古くなった遊具のペンキを塗りかえたりしております。

放課後の園庭では、新人のお母さんがベテランのお母さんに子育ての悩みを聞いてもらっております。さらには、園長座談会には、大学の先生を交えて子育て相談会を開催しております。

また、子供たちは地域の方々の協力を得て、芋掘りあるいは菊づくり、昔遊びのこま回しやお手玉、読み聞かせなどの御協力もいただいております。

さらに、老人ホームに出向いて歌やお遊戯を披露したり、園児の手づくりプレゼントを手渡したりといった触れ合い体験の中で、涙を流して喜んでくれる方々も多くいらっしゃいます。地域の方々対象の演劇発表会では、自分に孫のいない方々が、本当の孫のようだと言ってくれています。

こうした取り組みは、そのままコミュニティ・スクールにもつながっていくものと思いますので、コミュニティ・スクールの導入につきましても、ぜひ前向きに検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） では、ぜひ次回の学校運営協議会の課題をお願い申し上げます。

来春からは、小中一貫校、おくの義務教育学校も開校します。幼児期、低学年期からのかかわりで地域、保護者もコミュニティ・スクールのあり方を理解し、子供たちを培う牛久スタイルが完成すると考えます。一方、学校ボランティアに積極的に参加するのは必然的にPTAの保護者たちです。しかし、先刻の御答弁どおり、保護者の中には御自身の仕事や学校役員、家事など、多くの負担が現場の先生同様にかかっている方もいます。保護者に加え、地域参画をより推進するためには、学校を開かれた場所にしていかなければと考えます。

現在、市内各小学校では子供向けに放課後や土曜日にカップ塾が開かれています。また、各校でPTA向けの家庭教育学級、市主催の文化セミナーなどがございます。これらの活動の一部を大人のカップ塾として運用できないでしょうか。地域の方が学校を訪れることで敷居が低くなり、互いの距離が縮まり、次はボランティアをやってみようという動機づけになるのではないでしょうか。これを踏まえ、大人のカップ塾を市民活動の一環として運営できないか伺いたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

放課後カップ塾、土曜カップ塾につきましては、牛久市教育振興基本計画で親と子が安心して学べる環境づくりの取り組みとして位置づけられております。どちらもことして6年目になりまして、放課後カップ塾では地域の方が学習指導者となり、週に2日程度、平日の放課後に実施をし、市内児童生徒の約12%が参加をしております。土曜カップ塾は、各学校の地域学校コーディネーターがさまざまな体験活動を企画しまして、地域の方や専門的な方を講師に招

き、月に1日から3日程度実施をし、全児童の約20%が参加をしております。生け花教室や勾玉づくり、箸づくり、絵手紙教室、和太鼓体験、ダンス教室、茨城国体デモンストラーションの競技となりましたスポーツ鬼ごっこなど、魅力ある講座を実施しております。また、おくの日曜カップ塾では、英会話教室、料理教室、茶道教室、折り紙教室、理科教室や自然観察会など、対象を大人と子供といたしまして、ともに学びながらさまざまな経験ができる内容となっております。参加者からは、子供たちと一緒に活動するといつも元気をもらい、参加することが生きがいとなっているとの意見をいただいております。

学校の空き教室を使った大人のカップ塾の開催につきましては、さきの事例のように、大人も子供も対象にすることで地域の方が学校に来る機会がふえ、学校の様子や子供たちの活動を知り、学校と地域の距離が縮まり、地域の方が学校に参加するきっかけになると考えております。先日、県立牛久高校の生徒が岡田小学校の放課後カップ塾に学習指導のボランティアとして参加をし、小学生に丁寧に勉強を教えてくれたりもしております。このように、高校生などもカップ塾などの地域学校協働活動に参加することで、高校生も含めた多くの方々に子供たちにかかわる仕組みができることを期待しております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 最後に、教育長にお伺いいたします。

同時に有資格者である教職員、保育士の積極的任用も喫緊の課題です。ただいま御答弁にありましたように、取り組みの一つとして進路決定を考える高校生の時期に保育、教育現場を実体験し、教職への夢を育むキャリアサポートは考えられないでしょうか。

昨年の夏、牛久栄進高校の1・2年生が牛久第一中学校のサマースクールのアシスタントティーチャーとなりました。この取り組みは、第一中学校の校長先生から地域の交流として中高で連携できないかとの提案があり、実現したと伺っております。参加した生徒からは、自分は教師になりたいと思っていたので、実際に教えることができ、モチベーションが上がったなどの体験談が聞かれ、参加した生徒にとってとても貴重な経験となったようです。

また、私自身、先日、高校生が赤ちゃんと触れ合うセミナーにサポーターとして参加したときの、特に男の子たちの反応が忘れられません。高校生の男の子が赤ちゃんを最初は恐る恐る抱き、最後は頬ずりをして、お母さんの出産体験を息をのんで聞き、きょう帰ったらお母さんに謝ろう、出産には絶対立ち会おうと思う、保育士になりたいといった男子生徒がいました。

他市町村でも幼稚園、小学校、中学校、高校とおのおの連携した個性的でユニークな取り組みが数多く見られます。

そこで、御答弁とも重複いたしますが、高校生からの動機づけも含めた保育士、教職員確保の手段、PTA以外の地域住民の参画の後押しとしての大人のカップ塾も含め、今後の牛久な

らではのコミュニティ・スクールのビジョンについて御見解をお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 高校生のかかわりなんです、アクティブ・ラーニングというのが国を挙げて始まりましたので、高校のほうもその授業を見たいということで、高校生の先生方が市内の小中学校に見学に来ているという状況があります。それから、県の教育長の方針で、県立高校も地域に学べという方針を打ち出してきましたので、県の高校教育課のほうから高校生も地域で学ばせてほしいという要望が来ています。そうしたこともありまして、高校との連携も図っていきたいと思っています。特に、牛久高校の校長先生は、私が牛久一中の校長のときの教頭先生が今牛久高校の校長先生になっておりますので、そういった関係からも牛久高校は特に小中学校へのかかわりを深めているところでありますが、栄進高校、牛久高校、東洋大牛久高校、開成高校と4つの高校がありますので、これからは高校生も取り込んで、幼・小・中・高の流れがスムーズにできて、高校生たちも牛久のまちづくりに協力してくれるような取り組みになっていったらいいなと思っています。答弁になりますでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） ただいまの一連の御答弁で、地域一体となったコミュニティ・スクールについての展望がお伺いできました。よろしくお伺いいたします。

続きまして、大きな2番、ひたち野うしく駅及び駅周辺の活性化についてお伺いいたします。

ひたち野の声を市政へ、これはこの時代に人口超過を記録したまれなまちに暮らす新住民の声です。牛久駅周辺、旧市街地の活性化は前市長からの課題であり、そして今ひたち野うしくも大きな岐路に立っています。1,000名を超える小学校が2校、新設のものと合わせ中学校が2校、高校、そして幼稚園、保育園と子育て世代が集うこのまちの発展は、今まさに開拓期から成熟期に差しかかっています。駅前には相変わらず何もなく、直近の商業テナントにはそろそろあきが出てきています。しかし、なお、地域にはマンションや宅地造成の計画もあり、常磐線の延伸も見込まれる中、ベッドタウンとしての人気は衰えていません。

これからのひたち野うしく、また、あしたからの牛久のために3点質問させていただきます。

小さな1番、ひたち野うしく駅自由通路に地域のコミュニティーショップを。

ひたち野うしく駅構内には、お菓子や雑誌を購入できる小さな店舗がございますが、駅改札を一步出るとそこには何もありません。通勤、通学客からは電車、バスの待ち時間に楽しめるカフェスタンド、観光客や帰省客からは牛久のお土産や記念になるものを、市民からは散歩途中に立ち寄りたくなる生活雑貨ショップを、高校生からはラーンクAIが案内してくれる自販機はなど、さまざまなアイデアと要望をいただいています。また、まちそだて協議会の七夕イベントや商工会が中心となっていくほろ酔い横丁は毎回大好評です。さらに、牛久シャトー

オープンの際にはPRも兼ねたワイン関連商品、さらには、姉妹都市常陸太田のおそば、愛知県西尾市の抹茶など、さらには、海外姉妹都市のグッズなど、魅力的なプロダクツの販売コーナーも考えられます。

常設はかなわないとしても月数回、季節イベントごとに自由通路を利用して、市、商工会、地域住民がコラボレートしたコミュニティーショップの定期的な設置は、駅周辺の活性化、牛久市のPRとして有効であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） ひたち野うしく駅の自由通路でのイベントなどの開催についてお答えいたします。

ひたち野うしく駅の東西口の自由通路は、駅舎と一体で整備され、自由通路部分については牛久の財産として管理しております。その管理運営につきましては、ひたち野うしく駅を管轄するJR東日本水戸支社との管理協定を結んでおり、自由通路の使用や占用の許可につきましては、道路法及び道路交通法の規定に準じて取り扱うとなっております。申請を受けた際にはJRと協議の上、牛久において許可手続を行っております。

御質問にございました店舗の設置につきましては、店舗自体を設置することに対しては許可することはできませんが、イベントとしての開催につきましては管理運営の協定に基づき、道路法等の規定に準じて判断しており、これまでも各種団体により使用されております。また、許可の基準としましては、その行為が地方公共団体が行うものであること、地方公共団体が含まれる地域住民、団体が行うものであること、また、地方公共団体が支援するイベントの実施主体が行うものに対して許可ができるものとなっております、イベントの目的や内容により許可の可否を判断しております。

また、牛久市のPRなどにつきましては、当市といたしましても、市内の2つの駅は牛久市の玄関口として駅周辺の特性を生かし、さまざまな利活用が図られ、にぎわいが創出されるのが望ましいものと認識しており、市の各種情報の提供などの機会となることにより、よりよい効果を生むものと考えております。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 市長にお答えいただき、足取りが見えてまいりました。ぜひ、新たな取り組みとして自由通路ショップを実現していきたいと考えます。

続きまして、駅を明るくという視点から、小さな2番、ひたち野うしく駅西口・東口に再生可能エネルギー等を活用した低コストで環境に配慮した照明をという質問です。

ここ数年、通勤、通学に利用する方々から、駅周辺が暗く不審者を見かける、足元がよく見えず歩きにくいといった声が多く寄せられるようになりました。管内警察署でもパトロール強

化やポスターで注意喚起をされているようですが、新入学の春も間近となり、懸念される保護者の方が大勢いらっしゃいます。

治安、安全面からも駅周辺を明るくするという切実な声に具体的な施策はございますか。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） 駅周辺を明るくする具体的な施策につきまして、まず、東西口にあります駐輪場上部の通路の照明についてでございますが、東日本大震災時に節電対策として間引きをして照明を使用することいたしました。それを現在まで継続しているのが現状でございます。しかし、議員御指摘のように、防犯対策は大変重要でございますので、現在は電気の供給も安定しており、LEDを使用することで低コスト化もできていることから、全ての照明を使用するように改善してまいります。

また、駅北側にあります歩行者・自転車が線路を渡ることができるシンボルロードにつきましても、照明のLED化をする工事を11月に発注しており、令和2年2月までに完了する予定で進めているところです。

さらに、来年度になりますが、西口ヨークベニマル前の交差点にLEDの道路照明を国の交付金を活用して設置する予定をしており、現在、国・県と協議を行っております。

以上のように、安心安全なまちづくりを目指し、できるところから改善してまいりますので、御理解賜りますようお願いをいたします。以上です。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 確かな明るい春が見えてくるようで、大変市民の方、特に私に直接訴えられた女子高生の方も喜ばれることと思います。

加えてお伺いします。東口駅前階段下は歩道タイルの経年劣化が目立ち、自転車走行時にタイヤがはね上がったりと、御年輩の方から通行時につまずくという声をお聞きしました。舗装、整備はもちろんです。が、ひたち野うしく地区は電線が地中化していて防犯灯を設置しにくいとも把握しております。

そこで、検討されるのがソーラーと再生可能なエネルギーを活用した照明設備です。多少御答弁と重なる点もあるとは存じますが、ひたち野うしくならではの景観や新住民の感覚を意識しての進化型ライトアップ、例えば、ソーラーパネルを埋設した歩道など、停電、災害時にも有効な照明設備の展望がございましたらお聞かせください。また、あわせて、早期実現のために、当施策に活用できる有効な補助金制度がございましたらお示しください。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） 景観や新世代を意識した照明設備の展望についてでございますが、現在、市内全域で道路及び附属施設が老朽化しており、橋梁や舗装については点検を実施し、

修繕計画を策定した上で計画的な補修や修繕工事を行っているところです。道路照明につきましても、今後全ての照明の点検を行い、同じように修繕計画を策定し、計画的な補修・修繕や建てかえ等を行ってまいりたいと考えており、その際には、LED化や再生可能エネルギーの活用についても検討してまいります。

また、議員御指摘の東口歩道部のタイルの劣化につきましても、現在、応急的にアスファルト舗装での補修を行っているところですが、全体的な改修について、ライフサイクルコスト、耐久性、景観性など総合的な観点での改修方法とあわせ、足元の明るさを確保するための照明の設置が可能かどうかも含めて検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

最後に、道路照明設置に対する再生可能エネルギー関連での補助金は現在ございませんが、道路関連の補助金で、道路照明のLED化については対象となるものがございますので、整備の際は活用してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 新春から明るくなるひたち野うしく駅、まちそのものの展望も開けてくるような大変心強いお答えをいただきました。

最後の質問となります。小さい3番、駅周辺に子育て世代が利用できる常設の知育施設を。

現在、牛久市には3つの常設の子育て広場があり、子育てアドバイザーが常駐し、大変市民に喜ばれています。また、ひたち野うしくにはひたち野リフレ、牛久運動公園内武道館にはゼロ・1歳児向けの2カ所の出張広場が開設されています。しかし、こちらは週に1回で就学前の幼児、ベビーと利用が限られています。人気が高まる一方で、兄弟で利用できない、回数が少ない、周知されていないなど、市民からは拡充の声が上がっています。

また、現在リフレビルでは図書予約本貸し出しと返却サービスが行われています。こちらも大変便利なサービスではありますが、その場で本を開いたり、選んだりすることはかなわない状況です。また、返却ボックスが満杯になると管理人の方が対応に追われています。そんな中、出張広場では、子供たちに図書館から配達してもらった絵本に触れる機会を設けているというお話を担当課から伺いました。子育て世代の要求と現状の図書サービスを一つにすることはできないでしょうか。使いやすく、通いやすい、リフレも含め、駅周辺の空きスペースを活用し、絵本や児童書に限定した貸し出しもできるブックカウンターとボードゲーム等を備えることで、年齢の違う子供たちが落ちついて遊べる常設の知育施設を展開できないかお伺いします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 現在、ひたち野うしく地区には、ゼロ歳児から1歳児のお子

さんとその保護者を対象とした子育て出張広場をひたち野リフレビルと牛久運動公園の2カ所で開設しておりますが、小学生を対象とした施設の設置には至っておりません。これまでも市内の事業所より開設場所の御提案があり、開設に向けた検討をいたしました。いずれも駐車場の確保や災害が発生した際の避難ルートの安全面、日常における授乳室、乳幼児用のトイレの確保などが困難であることが判明し、開設には至っておりません。施設の開設につきましては、将来の人口推移やニーズ量などを勘案し、検討してまいります。

牛久市子育て広場は、未就学のお子さんを対象に利用いただいておりますが、利用年齢の引き上げやボードゲーム、知育玩具を備えた施設の設置、絵本、児童書などの図書の貸し出し等の業務につきましては、今後調査研究をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 御答弁を含め、重ねてお伺いします。

これは多少図書館業務に携わってくる御質問だと思いますが、リフレで行われている予約本貸し出し、返却サービスは市民に大変好評です。もし、将来的に広場ができた際、もしくは駅前に活用できるテナントがあいた際、この業務を同施設で実施、拡充していただくことは可能ですか。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

牛久駅周辺あるいはひたち野うしく駅周辺に図書館の分館あるいは図書館機能の施設の設置要望があることは十分承知をしているところであります。ただ、議員さん御指摘のように、今のリフレビルの受け付け状況も、さらに管理人施設、非常に狭いスペースで行っている状況にあります。そういったことも踏まえて、御要望のように、また、どういった施設で、どういった施設の中身について具体化していないところでありますので、スペース的にどうか、あるいは運営上どうか、そういった部分も十分踏まえて、その施設の中身が大体固まった段階で、もし、担当としては積極的に設置について手を挙げていく、前向きに検討していくところをさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 子育て世代の方だけでなく、駅前には現在建設が進んでいるシニア向けマンションなどもあり、御高齢の方にも喜んでいただけるサービスだと確信します。よろしく願いいたします。

言うまでもなく、牛久市には2つの駅があります。牛久駅、ひたち野うしく駅の両輪がそろってこそ市の前進につながっていくと確信いたします。生涯牛久で暮らしたい、また、新しく

牛久に住みたい、この2つのニーズをかなえていくために今議会に取り組みました。ひたち野うしくには伸び代があります。そして、旧市街地牛久には歴史、文化遺産があります。大規模公共事業で大幅な支出が見込まれる今こそ、市の魅力を発信し、税収確保アップを考えていかなければなりません。

たくさんの担当課を縦断しての質問に、執行部の皆様におかれましては御答弁ありがとうございました。私の一般質問をこれにて終了させていただきます。

○議長（石原幸雄君） 以上で12番加川裕美君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時10分といたします。

午後0時06分休憩

午後1時13分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番甲斐徳之助君、18番市川圭一君が入場をいたしました。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、13番北島 登君。

〔13番北島 登君登壇〕

○13番（北島 登君） 日本共産党、北島 登です。

質問通告に沿って一般質問を行います。

まず、牛久駅西口の改修計画についてです。

都市再生整備計画牛久駅西口地区とタイトルがついた文書があります。恐らく交付金の要望の関係書類だとは思いますが、その中に、駅西口のバリアフリー化、歩道橋の屋根設置、公衆トイレ設置、シェルター設置という内容が書かれています。これらの事業の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 牛久駅西口の改修についての進捗でございますが、牛久駅西口の改修の内容につきましては、牛久駅とエスカード牛久ビルをつなぐペDESTリアンデッキについては屋根の設置及び歩道橋の長寿命化対策、駅前広場につきましてはバス停留所などの動線のバリアフリー化、障害者の方などの専用乗降スペースの設置、公衆トイレの設置、歩道への屋根の設置を計画しており、バスやタクシーを含めて交通の流れを検討し、一般車の駐車スペースの確保についてもあわせて検討を進めてまいります。

具体的な進捗につきましては、ペDESTリアンデッキにつきましては、本年度基本設計に着手しておりまして、来年度には実施設計、令和3年度の工事実施について予定しております。

次に、駅前広場につきましては、駅側の歩道から島状になっているバス停留所、さらにはエスカードビルの歩道までの平面を結ぶ横断歩道の設置、障害者や高齢者などの専用乗降スペースの設置について来年度に実施設計を進め、令和3年度に工事实施の予定でございます。

また、公衆トイレ及び歩道上の屋根設置についてでございますけれども、横断歩道などの工事の進捗を見ながら令和3年度以降の設計、施工を予定しております。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 今、基本設計の段階ということですが、これが先ほど紹介した文書によれば、令和5年までの計画です。そして、この牛久駅西口歩道橋については、市長もちょっと触れておりましたけれども、長寿命化、その中には今歩道橋自身が大分老朽化、傷みが出ています。床タイルの浮き、それからアンカーボルトのさび、そして階段部分の漏水、階段部分の漏水はもう階段の鉄骨のさびを発生させている状況があると思います。これらの補修もあわせて行われるのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） ペDESTリアンデッキの歩道橋は、法定点検によりおおむね健全であるという評価はされているところなんですけど、今回屋根の設置ということでペDESTリアンデッキの改修を行いますので、予防保全と長寿命化の観点から、橋面防水や塗装の塗りかえ、耐震化として橋桁の落下防止対策など、そういった内容の工事も同時に実施する予定で計画しております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） あと、ちょっとよくわからなかったのが、シェルターの設置ということですが、このシェルターとはどんな目的で、どんなシェルター、何に使うのか、お教えます。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） シェルターの設置につきましては、先ほど市長のほうから答弁ございました、公衆トイレの設置等とあわせて、駅のエスカレーター付近からそういったトイレまでの歩道部分、その部分に屋根を設置したいということで今計画しているところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） それでは、次に、エスカードの利用計画と合わせた総合的な計画ということで、今議会にはエスカードの改修費として2億9,400万円の補正予算が上程予定されています。この改修の詳細についてはまだ明確になっていない、なされていませんが、2・3階に店舗を誘致すること、そして4階、公共施設設置を検討と、4階には図書館、そし

て市民ギャラリーなどがいいというのが市民の声です。

こうした施設、利用方法によっては駅前広場の通行量、車両、人間や人の流れがやっぱり違ってくると思うんですが、ここでバスやタクシー、そして自家用車、人の動線を整備してより使いやすいようにすべきと思います。現在はちょうど駅前広場、道路が3本平行に走っています。一番駅寄りのほうがバス停と路線バスが使っている。そして真ん中の道路が会社のバス、そしてそのほかの路線バスも一部使っている。そして一番エスカード寄りのほうに駐停車場、自家用車用の通路になりますが、駐停車場、駅へ迎えに来た人たちの乗りおりするための停車スペースになっています。その停車スペースが駅寄りにあるために、そこにとめてエスカードビルを入ろうとする人、そこからの乗りおりする人にとっては、非常にあそこ、時間帯によっては通行量が多いので危険性があるんです。私もよく使うんですが。そこら辺を含めて、きっちり動線を明確に分けて、危険性の少ない、そして使いやすい、そういった計画をつくってほしいと思っていますが、どんな考えでしょうか、お伺いします。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） 牛久駅西口に活性化において、エスカード牛久ビルの利活用がその核になるものと考えております。

西口の改修につきましても、エスカード牛久ビルの利便性の向上を目的としてペDESTリアンデッキへの屋根の設置を予定しており、バリアフリー化を目的とした横断歩道の設置につきましても、エスカード牛久ビル側の歩道からバス停留所、そして駅側歩道へと平面で移動できる形状を検討しているところであります。

今後の設計業務においても、エスカード牛久ビルの利用計画との調整を図りながら、よりよい効果を生む改修となるよう検討してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） バリアフリー化ということですが、このバリアフリー、共通する部分も含めてあるんですが、ユニバーサルデザインという考え方を取り入れて設計に当たってほしいと思います。例えば、横断歩道をつくるということですが、信号機をつけるなら必ず音声ガイド、これは必要ですし、公衆トイレの設置、これは市民の強い願いがあるわけですけども、多目的トイレを設置し、特にオストメイト、人工肛門や人工膀胱をつけた人にも対応できるような装置を設置すること。それから視力障害者のための音声ガイド、こういったものも設置してほしい。そういった考えはございますでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） 現在検討している改修計画においては、バリアフリー化を主として駅周辺の利便性向上を図ることを検討しておりますが、御質問にございますとおり、駅前の

公共施設として、また牛久市の玄関口として、誰にでもわかりやすい施設であることは必要なものと考えております。

現在予定している改修計画は、駅前広場を部分的に改修するものではありませんが、多目的トイレの採用など、各施設の仕様の検討にあわせ、エスカード牛久ビルへの動線、各施設への誘導など、広場全体が誰にでも利用しやすい施設となるように検討してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 次に、駐車場の問題ですが、エスカードビルの地下の駐車場、使いにくいということで非常に人気が悪いです。エスカードの、今度公共施設がつくられるという可能性が非常に大きい。そうした場合、ほかの公共施設は駐車場がほとんどの場合無料です。しかし、あそこだけ有料ということになりますと、近くには民間の駐車場幾つもあり、そして市営の駐車場もありますが、いずれも有料であります。ぜひ、無料の駐車場の確保、これをしていただきたい。そして、その駐車場には障害者用のスペースもしっかりととるといようなふうにしていただきたいと思っておりますが、現在の計画ではどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） 牛久駅西口地区における駐車場につきましては、現在検討を進めておりますエスカード牛久ビル各階の利用の方向性に合わせ、公共的利用、テナント誘致による集客の想定などにより検討をしております。

駐車場の形態につきましては、エスカード牛久ビルの利便性を向上させ、駅周辺の活性化を図るために有効な方法を模索し、現在の市所有地での再整備のみならず、既に駅周辺で運営されている民間駐車場との連携なども含め、駅周辺に来られる方々がより利用しやすい方法を検討してまいります。

なお、エスカード、現在委託業務のほうを進めておりますエスカード公共施設基本構想、基本計画策定業務の中におきましても、公共施設の想定必要駐車場の数なども算出することも含まれておりますので、そういった内容も含め検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） ぜひいい知らせが届くことを待っています。

続いて、大きな2番目の問題、防災・減災についてです。

きのうから一般質問で各議員、この秋の台風15号・19号、そして21号の影響による豪雨についての被害、避難対策等について質問がありました。これらの台風、そして豪雨、千葉県に非常に大きな被害をもたらしましたが、わずかに数十キロ離れるだけで、コースが数十キロ違うだけで牛久に同じような状況が発生したというのは想像にかたくないわけでありませう。

そこでお尋ねします。今回の連続した台風、豪雨での牛久の被害状況は、前回、10月の議会でも報告され、昨日から何人もの同僚議員の質問、そしてその答えの中にありました。しかし、その被害額がはっきりしない。農業被害が多かったようですが、牛久市内の被害額はいかほどでしたでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 北島議員の御質問にお答えいたします。

当市の農業被害につきましては、台風15号、19号並びに先ほど申し上げました前線に伴う大雨により、牛久市の代表的なブランド野菜であるうしく河童大根の苗が葉折れや芯折れの被害に見舞われたほか、水稻、葉物野菜、果樹類などの品目においても倒伏、浸水、倒木等の被害がございました。

また、農業用ハウスや畜舎といった農業用施設についても強風により倒壊や被覆の破損など多くの被害報告を受けております。

牛久市全体の被害額といたしましては、約4,000万という調査結果になっております。これらにつきましては、現在農林水産省より一連の災害で被災した農業者に対し、農業用ハウスの再建・修復に要する経費助成などの総合的な対策を取りまとめた補助事業が発動予定となっております。現在、県・市町村を対象とした説明会が実施されているところでございます。

牛久市では、補助事業の発動に向けて県やJA、土地改良区等の関係機関と情報共有を図りながら、市内農業者に対し被害状況の確認及び円滑な補助事業の申請を行えるよう準備をお願いしているところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 農業被害の状況についてよくわかりました。

家屋の被害は全壊、半壊等大きな被害はなかったようですが、小さな被害が十数件あったと聞き及んでいます。そして、この被害者への支援、既に御承知のことと思いますけれども、茨城県は11月12日の臨時議会で災害復旧のための補正予算354億円が全会一致で可決しました。先ほど紹介された牛久市内の被害でこの事業が対象となるものはあるのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） まだ正式な話ではございませんが、県のほうから約3,000万入っているというふうに聞いております。ごめんなさい。済みません。牛久市の3,000万の被害に対しての補助額がその中に含まれているというふうに聞いています。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 先ほど牛久市の被害額4,000万ということで、そのうち3,0

00万程度については補助が出そうだという、そういうお話ですか。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 済みません、ちょっと言葉足りませんでした。

3,000万円分が補助の対象になるということなんです。それから比率によって変わっていきますが、3,000万円分の被害についての補償額ということを言っています。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） なるだけ、その全額しっかり補助金確保できるように申請を急いでいただければというふうに思います。そして、あわせて、牛久市としての独自の、あるいは追加の補助の考えはあるのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 先ほど申し上げたとおり、まず国・県のほうの補助制度が決まっていきますので、そちらと連携をとりながら考えていくということになると思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） わかりました。

それでは、次に、防災計画の問題です。

近年の、今回の台風、豪雨でも、よく想定外という言葉が使われました。きのうの一般質問の中でも想定外という言葉が使われていましたが、ことしのあの台風、想定できないほどではなかったというふうに思います。それはなぜかということ、台風の規模、そして風速、降雨量、日本で過去に起こった最大級ではないわけです。たまたまその地域にそれまでそんな大きな台風が来なかった、そんな大きな豪雨が降らなかった、それだけのことで、被害を想定するに当たって、今まで来た中の最大じゃなくて、日本で起こっている、近年起こっている最大の規模の自然災害、それを想定すべきではないでしょうか。

確かに、この基準を変えるというのはなかなか一自治体だけでは厳しい部分があります。国の施策を待つ、そういうことにもなりますが、これまでの基準では建物は風速60メートルで倒壊しない、そういうことになっています。ところが、今回の災害で知ったんですが、ニュースでは電柱は風速40メートルまでしか耐えられない、あるいは、近年ふえているメガソーラー、これは明確な基準さえない。そして、軟弱地盤につくられたメガソーラーが台風で被害を出した。そういうことが報道されていました。

河川の問題、雨水排水のための想定雨量については、かつては1時間雨量50ミリ、これが降り続いて耐えられる、あるいはその対象地域において過去最大の雨量、これをもとに設計する、対応するということがとられていました。古い河川やそういったものはその程度なので

す。最近の豪雨の記録を見ますと、50ミリどころか100ミリを超えるような降雨があります。そういった点で、やっぱり災害、堤防だとかそういった施設をつくる場合の基準は、国や国交省あるいは県、そういったところでの検討なしに牛久だけで行うことはできませんが、被害想定については独自の捉え方をやっていいのではないのでしょうか。牛久市に、例えば、今度の千葉のような雨量が降った場合どうなるのか、そういう想定は必要と思います。例えば、国は2015年に水防法が改正されて、その中で、千年に一度レベルの最大雨量を予想してハザードマップを作成するというふうになっています。昨日の同僚議員の質問に対して、牛久には洪水浸水想定区域はないから、洪水のハザードマップはつくっていないとの答弁がありました。国交省の洪水浸水想定区域図作成マニュアル第4版、平成27年7月、このマニュアルには、洪水浸水想定区域に指定されていないことをもって浸水の可能性が否定されるものではなく、洪水浸水想定区域図の公表に当たっては、その旨について十分な周知が図られる必要があると記載してあります。

牛久市には大きな河川がなく、洪水の危険性は低いと考えますが、稻荷川や小野川の氾濫は十分に考えられます。その際は、周辺の農地に大きな被害が出るのが予想されます。市はどのような認識をしているのでしょうか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 当市の風水害における被害想定等につきましては、先日の池辺議員の御質問の中でもお答えさせていただいたとおり、浸水被害想定区域というのは牛久市には現在のところ存在しておりません。ですけれども、先ほど議員さんおっしゃられたように、大雨が降り続くという昨今の気象状況もありますので、再度、稻荷川近辺が時間雨量100ミリにも達するようなのが長時間続くような状況のときに、どのように水量が変化していくのか、県の工事事務所等の関係機関とも連携を図って、再度検証してまいりたいと思っております。

それと、地震における被害想定については、先日の柳井議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、市としましても近年の激甚化する災害に対応するため、防災体制の強化は喫緊の課題であると認識しております。多発するさまざまな災害に迅速かつ的確に対応するため、来年度は防災に特化した部署を新たに設置する予定ということで現在進めております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 再度見直していただけるようよろしくお願いいたします。

大雨が降れば毎回道路が冠水するということもあります。私の住む刈谷5丁目には毎回腰近くまでの水があふれる、たまるというところがありました。そして、駐車していた車が水につかってオシャカになる、そういうことを住民から聞きました。幸いことし関係部署の努力によって新たな排水路をつくっていただきました。この秋の台風のとて、雨の中、私、見に行き

ましたけれども、道路には水はほとんど、普通の状況で、そういう冠水する、歩きにくいというようなことはなくなっていました。非常に住民も喜んでおりました。

しかし、この前の11月9日、議会報告会のときに参加した市民の方から、豪雨のときには必ず冠水する、その水が敷地の中に入ってくる、何とかしてほしいという声が上がリ、訴えがありました。こういう道路の冠水は避難の妨げにもなります。牛久市内何カ所もそういったところがあると聞いておりますが、この対策はどうなっていますでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。建設部次長野島正弘君。

○建設部次長兼下水道課長（野島正弘君） お答えいたします。

今、明確に何カ所という資料はちょっと持ち合せておりませんが、今議員御指摘のように、大雨の際冠水する箇所、まだまだあるのが事実でございます。今、下水道整備、雨水整備も含めて道路のU字溝整備も含めて鋭意整備を進めているところでございますけれども、正直、牛久市として雨水排水というのがまだまだ整備が行き届いていないというのが現状でございます。先ほど議員のほうからありました、50ミリ、100ミリという雨量の話もありましたけれども、牛久市については、雨水の基本計画の中で50.7ミリの雨に耐え得る整備を今現在も進めております。近年、確かに100ミリという雨、実際に降っている部分もありますけれども、今やっと50.7ミリの雨に対して流末である下流側から整備を順次進めているところでございますので、まずはこの50.7ミリに耐え得る雨水整備、そういうものをこの先も鋭意進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） ただいま50.7ミリという具体的な数字出されましたが、下流側から整備して50.7ミリを達成したら今度はまたアップするという、そういうことになるのでしょうか。あるいは、それよりも初めからもっとアップして下流から順にやると……ああ、そうか、そうすると全部終わるのにとっても時間と費用の問題……今起こっている問題に解決、対応するためにはそれしか手がないのでしょうかね。では、この点は再度また皆さんと知恵を出し合っていきたいと思っております。

それから、次に、日常的な防災対策についてです。

先週、NHKスペシャルの体感首都直下地震、これ見ました。その中の想定ドラマ、架空じゃなくてパラレルだったかな、東京というところで実際に地震が起こったとして想定したドラマでしたが、とてもリアルな映像で、さまざまな角度から起こり得る被害を見せてくれていました。

そして、災害が起こってからの対応では遅いということを感じました。災害に強いまちづくりの大事さを感じました。そのためにも、日ごろの防災対策、重要だと思います。災害が起こ

ったときに大きな役割を果たすのが自治会や地区社協、自主防災組織などだと思います。自主防災組織は結成から3年間、5万円を上限に活動補助が出されることになっていますが、日常的な防災活動を支えるために、この3年間という期限をなくして、ずっと出せるようにできないでしょうか。そして、日常の地域住民への教育だとか防災活動、続けていけるようにする必要がありますかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 日常的な防災対策につきましては、市の責務としてやらなければならないことも数多くございますが、それぞれの事業者や各個人の責任のもとで行われるべきことも当然ございます。

昨年の西日本豪雨を受け、中央防災会議の有識者会議がまとめた報告は、行政主導の対策はハード・ソフト両面で限界があるとし、みずからの命はみずから守る意識を持つべきだと発想の転換を促しています。市民一人一人が日ごろから防災対策に取り組むことが重要であると考えています。

市において、本年度市内小学校の全児童にヘルメットを配付しており、通学時や放課後、自転車での外出の際に活用していただいておりますが、児童の通学時や放課後において発生した交通事故で、少なくともこれまで2件、頭部が守られ、重大事故に至らなかった事案も報告されており、当該児童の保護者からは感謝の声が届いております。また、近年、いつ何が起こるか分からない状況の中、児童の防災対策としても有用であるため、さらなる活用を進めてまいります。

それと、先ほどの補助金の関係につきましては、3年という限定で補助を出させていただいておりますが、活動の金銭的な面は3年で終了しておりますが、市のほうでそのバックアップ体制を整えて支援しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 今、みずからの命はみずから守る、確かにそのことが非常に大事だと思います。だからといって、行政の責任が軽減されるわけではないということも十分に御承知願いたいと思います。

次に、避難所や市役所などの防災拠点、そこでの防災用品の点検、それから入れかえはどのようなサイクルで行われているのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 備蓄品に関しましては、毎年その賞味期限とかそういうのに従いまして、サイクルをもって備蓄に努めております。それと、ハードのほうの施設とか防災倉庫の中身とか、そういうものの備品関係につきましても、必要に応じて職員が点検を年に数回し

ております。その必要に応じて、年度計画に従って予算を計上して購入なり備蓄に努めております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 避難所に指定されている学校等でもそうでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 避難所を運営するための備品等は、各学校に最小限度しか備えてありません。その一括を南中の空き教室などを使っているいろいろな備品等をそこに集積しておりますので、避難所運営を開設する前に、そこから運ぶという手法で現在進めております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） わかりました。

そして、防災拠点や避難所でもう一つ重要なことは、電源の確保です。こうした施設、例えば、学校の体育館、まだ空調が入っていないところもあるとは思いますが、こういう空調設備の設置のときには、コージェネシステムを導入することで停電時の電源が確保される。日常的には省エネ化が進みます。こういったコージェネ導入についてはどのように考えているでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 避難所に指定している各市内小中学校の体育館には空調設備はありません。ですから、夏場とか冬とか、そういう対策については暖房器具なり、大型の扇風機とか、そういうのをういたり、あとは冷風機、そういうのを設置していくことになります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 空調設備はやっぱり必要ではないか。昔の私たちが小学生、中学生でいたころは、とてもそんなことはぜいたくだと言われたようには思っていますが、近年、夏場でも非常に高温で熱中症のおそれがある。しかも運動していればさらに体温が上がるという中、あるいは冬場、冬場はまあ何とか子供たちは我慢できるかもしれませんが、避難所、避難してきた人たち、特に高齢者はそういったことには弱いと思うので、お金の問題、確かにありますが、こういったことも今後考えていく必要があるのではないかと思います。

そして、この市の本庁舎です。ここの非常用発電機、本庁舎全体1台だと。災害のときの情報伝達の非常に重要なツールとしてネットがありますけれども、ネット、コンピューター関係、そして、そういった機器の電源は別系統で非常用電源つくる必要があるのではないかと思います。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） ただいまの質問の非常用電源のほか充電、議員さんおっしゃるのは携帯電話とかスマホの充電の関係だと思うんですけども、最近災害において、そういう充電設備を要望される方が非常に多いと聞いております。そういう方の対応につきましては、発電設備を使って充電の要望に応えるとか、そういうような対応をしていきたいと思っておりますが、現在、市のほうでそこまでの対応はちょっとできていない状況にあります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） ちょっと質問の仕方が悪かったようで。

実は、本庁舎で非常に災害対策本部は保健センターのほうに設置されることは聞いておるんですが、本庁舎のほうにコンピューターシステム、ネットワークシステムがあるわけです。そのシステム、コンピューターシステムとネットワークシステム、それらは照明だとか、庁舎で使うそういう電源とはメインの部分は別電源にして2系統でやるほうが、二重化する必要があるんじゃないかという、そういう質問です。よろしいですか。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 保健センターの災害対策本部を保健センターの2階の研修室に設けることになっております。その電源は非常用の電源として非常用バッテリーが備えてあります。それと、あそこはリーフという公用車があるんですけども、そこから電源をとれるように設計されております。それと、あそこの駆動時間が数時間しかありませんので、それに耐え得る発電機を今回の新年度の予算計上を考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） この自己電源については、もっともっと、先ほど言いましたコージエネをいるんなところに導入することによって解決を図っていく方法がいいのではないかと思います。今後の検討をお願いいたします。

それから、次に、危険箇所の把握と解消についてです。

国は大阪北部地震の後に、危険なブロック塀の改修の補助金の制度をつくりました。茨城県では水戸市と土浦市でその制度があります。ところが、茨城県に制度がないばかりに、千葉県は多くの自治体がそういう制度をつくっているんですが、茨城県は2市にとどまっています。しかし、ヘルメット配付の理由にもなった大阪北部地震での事故、こういったものをなくするために、市独自でも補助金制度、必要ではないかと思えます。私の住む刈谷町には、大谷石の上にコンクリートブロックを積んで倒れそうな塀、よく見ます。私、建築やっていますから、よくもこんな恐ろしいことをしているなという思いでよく見るんですが、地震が来ればひとたまりもないようなつくり方です。こういった危険箇所解消のために補助制度をつくる考えはあ

るかどうか伺います。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 各地域における危険箇所の把握につきましては、昨年度に発生した大阪北部地震における通学路での事故発生を踏まえ、学校及び地域住民の協力を得て、各学校敷地内及び通学路の危険箇所の調査を行っており、現在も継続して取り組んでいただいております。また、自主防災組織が結成されている地域につきましては、日ごろの活動の中で地域の危険箇所の把握が行われております。

また、先ほどの補助金、把握箇所の活動をする団体についての補助金ということでございますけれども、先進地域のそういう取り組みもちょっと研究して、調査してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） ぜひ、なるだけ早くそういった危険箇所を取り除くために、そういった制度をつくっていただきたい、そういうふうに思います。

続きまして、市民への情報の周知です。

台風15号のときに長時間停電しました。この停電の状況や復旧の見通しについてはほとんど市民に知らされないままで、市民は不安な時間を過ごしました。16号のときは、防災無線やかっぱメールで警戒レベル3が発令されたことを知りました。しかし、このとき、スマホで大きな警報音がし、それで見ると、エリアメール、つくばのエリアメールばかりでした。私そのときは刈谷にいたんですが、牛久のエリアメールは全く入ってこない。牛久の情報が入ってこない。これはなぜなんだというふうに思っていました。

また、パソコンやスマホを持っていない人、高齢者に多いと思いますが、そういう人には伝わりません。雨風がきつときは防災無線はほとんど聞こえない。聞こえるとするとエフエム放送。しかし、今回、私あいにく確認はしていないんですが、エフエムで流されたかどうかは確認していないんですが、エフエムラジオを持っている人は数少ないと思います。車にはついているからわかると思いますけれども。

特に、要配慮者、避難の際に、災害の際の要配慮者です。要配慮者ほど情報を受け取る方法を持っていない人が多いと思われれます。障害のある人だとか高齢者のひとり住まい、あるいは認知症の人、65歳のひとり住まい等あるのを見て、ああ、私も該当するなというふうに一瞬思いましたけれども、こういう人たちに正確な情報を流す方法はどのようにしているのか、お伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 災害時における市民への情報伝達につきましては、防災行政無線

を初め、かつぱメール、市ホームページやコミュニティFM、SNSや広報車等さまざまな手段により行っております。

防災行政無線による屋外放送は、屋外で音声を伝えるという仕組みからどうしても気象条件や地理条件、また、周辺環境などに影響されやすく、放送内容が聞き取りづらくなってしまふ場合があります。そのため、これを補完するために、室内においても防災無線が受信できる防災ラジオや、放送内容をフリーダイヤルで聞くことができるサービスを導入し、また、特定非営利活動法人牛久コミュニティ放送と災害時等における情報発信に関する協定を締結し、さまざまな手段による情報発信に努めております。

台風19号においては、非常に強い勢力を維持して当市に接近するおそれがあったため、台風の接近前より台風警戒情報や避難所の情報を繰り返し配信し、周知を図っております。しかしながら、台風21号に伴う大雨では、市内においても崖崩れが発生しており、土砂災害警戒区域等の対象世帯に避難情報をより確実に届けるため、広報車を回して発信はしたんですけれども、来年度新しいシステム導入も検討しております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 先ほども言いましたけれども、要配慮者、先ほど部長の答弁の中であった道具とかツールは、ほとんどがパソコン、それから電話、スマホ、携帯、そういったものをちゃんと使用している人でないと情報を受け取ることができない。しかし、そういう情報を受け取れない人がいるということも認識しておいてほしいと思います。

そして、市の防災計画には、要配慮者の名簿を作成するというふうになっておりますけれども、この名簿をつくる場合は、誰が作成し、誰が保管、管理しているのか。そして、私は名簿をつくるだけじゃなくて、一歩進んで、障害の有無だとか、あるいは歩行できるかどうか、自力で避難できるかどうか、助けが要るならどんな助けが要るのか、こういったところまで、ちょうどカルテのようなものがないと、いざ災害が起こったときに補助するためにも正しくスピード感を持って行えないのではないかとこのように思います。そういう上でも、先ほど申し上げました防災自主組織だとか、自治会あるいは民生委員の方々といったそういったところでの協力が必要になると思われますが、市のほうのお考えはどのようなものでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 要支援者の名簿につきましては、交通防災課のほうでリストをつくりまして、福祉担当部門でつくっている要支援者名簿と突き合わせをしまして活用をしております。その保管につきましては、交通防災課のほうで保管しております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） そこで、災害が起こったときに一体誰が誰のところへ助けに行った

らいいのか、これは明確になりませんね。交通防災課で一括持っていたら、その名簿をまず助ける人たちに配らないといけないわけです。もっと対象者の身近にいる、先ほど言ったような自主防災組織だとかそういったところがあれば、すぐにやって、近所で助け合いができる。そういうふうにやれば、特別お金をかけず、しっかり助けられる人がふえるのではないかと思います。どうでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 失礼しました。一時的な即座の対応につきましては、要支援者名簿というのを福祉担当のほうでつくっております。そこには、身体の状況とか、何か起こったときの連絡先とか、そういうのが記載してあります。それと同時に、その人を誰が手助けするという1人ないしは2名の方を選んでいただいて、地区の方の一番身近な人にそういう担い手になっていただくような仕組みがあります。そこを活用して、それでも、要は、手が届かないというところは交通防災課のほうのリストを使って救援に向かうとか、消防のほうに情報提供したりするような仕組みになっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） よくわかりました。そういう細かなところまでつくっているというのは私の認識になかったので、大変失礼いたしました。

あと次に、災害時の行動について、これは日ごろから周知すること必要ではないかと思えます。市民には災害が起こったときどんな行動をとるのが最善なのか、これは日ごろから周知し、訓練することが、いざ起こったときにまごつかないで正しい行動がとれると思うんですが、もちろん、地震のときと風水害のときでは対応に違いがあります。そして、それも家庭の状況、住んでいる場所によっても対応が違ってくるはずで。避難ルート等が当然違いますし、個人ごとによってどんな病気持っているか、日常的にどんな薬飲んでいるかなど、避難の方法についても車で行くのか、歩いていくのか、そういったことが一人一人がイメージできるようなそういうシミュレーションツール、そういうものをつくれれば、もっとリアルに自分の行動がしっかりと認識できるのではないかと。そういったツールをつくるようなお考えはないでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 災害への備えは住民みずからが自分の身は自分で守るという意識を持ち、日ごろから備えることがとても重要です。そのため、市では住民の皆さんが災害時にとるべき行動について、広報紙やホームページで広報しているほか、土砂災害警戒区域等の対象世帯には、毎年出水期前に避難場所の情報や避難する際の留意事項、日ごろからの備えについて記載したチラシを消防団協力のもと配布しております。

また、本年10月には、我が家の地震対策マニュアルも作成し、各種防災訓練などで配布す

ることで、市民の防災意識の向上を図っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 非常に努力をしていることがうかがえます。その10月につくった我が家の防災マニュアル、これも見させていただきましたが、地震に対しても細かな注意事項書かれていました。

ところが、例えば、この前の豪雨のとき、刈谷の5丁目、それからつつじが丘の一部、土砂災害の危険地域あって、そこには警戒レベル3の発令がありました。ところが、実際に避難した人は極めて少数です。刈谷方面だけが刈谷やつつじが丘のほうだけが少ないのか、きのうの答弁の中で市全体で百六十何名か避難したというふうに言っていましたのを聞いて、やっぱり対象となる人に対して、実際に行動を起こす人はそのくらい少ないんです。刈谷では2組4名が避難したというふうなことも聞いておりますけれども、対象となる人は世帯数で100を超えるんじゃないかと思います。僕も正確な件数はわかりませんが、数えていないので、私、今わからないんですが、そういった状況にあるんです。そこはなぜなのかと考えたときに、我が身のものとして捉えていない。文書でこう渡されても、一通り見るけれども忘れてしまう。だから、もっと我が身のこととして捉えられるようなツール、これが、牛久ではここではこんなことが起こる、こんなことが起こる、住んでいる地域によっては、場所によっては地震のときは液状化が起こるところもあります。そういったことをより具体的に示していく。そして、そういう知識を持った人が一緒になって一人一人家庭の、先ほどあったように、家庭の防災マニュアルを一緒になってつくるようなことをやれば大きな力になるんじゃないかというふうに思います。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

時間が迫ってきて、あと駆け足で行きます。

市のウェブサイトの改善についてです。

以前、牛久市ハザードマップという言葉で、キーワードでパソコンで検索したら、1件もヒットしませんでした。きのう同じことをやってみたら、すぐにヒットして、防災のホームページの部分が表示されました。質問通告出して、それで担当部署が素早く対応してくれたんだと思います。

これは非常にいいことだと思いますけれども、しかし、あそこにあるいろんな防災情報データ、なかなか全部読みこなすこと、あるいは危険災害地域のマップ一つを見ても、例えば、地震の警戒、そして揺れやすさマップだとか、今言いました液状化の起こりやすい地域を示したマップ、こういったものは県がホームページ上に発表しているデータそのままです。ところが、県の防災担当のほうは、あれより細かいメッシュでわかるような情報を持っています。自治体が請求すれば250メートルのメッシュの情報データがあるということです。今ホームページ

に掲載されている図ではよくわからないので、拡大していくとますます図がぼけて、さらにわかりにくくなるという状況ですので、自分が住んでいる、自分の家はこの地図上のどこなのかということがなかなか確定しにくい、ここらへんでの改善も必要ではないかというふうに思います。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 市のホームページにおける防災災害情報の発信につきましては、本年10月のホームページリニューアルに合わせ、市民の皆様からの御意見を反映するとともに、関係各課とも協議し、内容の充実を図っております。先ほど議員がおっしゃったとおりです。今後も知りたい情報をストレスなく閲覧できるページづくりに、今後も努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） いよいよ最後の質問ですけれども、10月の議会するとき、同僚議員から防災に特化した部署をつくるという市長の答弁がありました。そして、先ほど部長の答弁の中でも、来年度から防災に特化した部署をつくることが言われました。非常に喜ばしいことだと思います。

そこで、お尋ねします。どんな体制、職員何人配置し、その中に危機管理あるいは防災の専門家、そういった知識がある人、そして土木技術者などは何人入っているのかお伺いします。

○議長（石原幸雄君） 総務部次長野口克己君。

○総務部次長兼管財課長（野口克己君） お話の中にありましたとおり、来年度防災に特化した部署を新たに設置し、多発するさまざまな災害に迅速かつ的確に対応できるよう準備して行くという方針でおります。

その中で、配置する職員数、専門知識を持つ職員の配置、人材を育成できる体制づくりを行ってまいります。具体的には、平成29年度に稲敷広域消防本部職員の再任用により高い効果が見られたことから、地域・防災に精通した職員の採用や防災にかかわる人材育成のための職員配置についても検討いたします。現在のところ、具体的にお話しできるのはここまででございます。失礼しました。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） ぜひそういう必要な技術者や専門家、そして有能な人、少数精鋭ではなくて、しっかりとみんなでできるような、仕事ができる部署にするためにも、必要な人員はきっちり配置していただきたいと思います。

以上をもって私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 以上で13番北島 登君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時25分といたします。

午後2時19分休憩

午後2時28分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、21番遠藤憲子君。

〔21番遠藤憲子君登壇〕

○21番（遠藤憲子君） 日本共産党の遠藤憲子でございます。

通告順に従いまして一般質問を行います。

今回は、附属機関等の審議会等委員について、国民健康保険税、この2項目について一問一答方式で質問をいたします。

なお、通告をいたしましたときの附属機関の「付」という字なんですけど、いろいろと調べましたら、ござとへんがついているほうが正式なようなので、そちらのほうを訂正をさせていただきたいと思います。

初めに、この附属機関の審議会等委員についてでございます。

長などの執行機関は、その機関の事務について審査または調査等を求めるため、審議会等の附属機関等を設置しております。この附属機関は、地方自治法第138条の4第3項及び地方公営企業法第14条の規定に基づき、法律または条例の定めるところにより設置をされる審査会、審議会、調査会等の機関でありまして、学識経験者等の外部の委員、その他の構成員により行政執行に必要な調停、審査、審議または調停を行うものをいいます。

1つ目の質問では、選出の基準でございます。そして、法律に基づくもの、審議会等委員の現在の状況、兼任の選任についてどうなのかということをお伺いします。また、公表しております男女の比率についてもお尋ねをいたします。

○議長（石原幸雄君） 総務部次長野口克己君。

○総務部次長兼管財課長（野口克己君） 現在設置されている31の審議会等のうち、法律の条文で委員の選出の基準が定められているものは3つとなっております。それ以外については条例や規則等で定めております。

審議会等の委員の全体の男女比について、全462人中、男性委員が366人の79%、女性委員が96人の約21%となっております。また、83人の委員が2つ以上の審議会を兼任しているのが現状でございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） この選出の基準と法律に基づくものについての今現在の御答弁がございました。

私、今回の質問を、なぜこのような質問をするように考えたということは、執行機関と議決機関の機能及び権限の違いから、例えば、市長の諮問する審議会等に議決機関の議員が審議にかかわったり、会議の運営に携わったりする疑問から、委員の選出の見直しについて大変疑問を持ったものだからでございます。充て職として、例えば一例を挙げますれば、教育民生の常任委員長に選出をされますと、介護運営協議会の委員長として協議会の運営を任されるなど、市の政策とも大変かかわりが深く諮問的な性格から政策を立案する過程に加わり、執行機能の一部をなすことになってしまいます。よって、議決機関からの委員選出はすべきでない、このように考えております。

現在の充て職の状況についてお尋ねをいたします。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 御指摘のとおり、執行機関の附属機関である審議会等に議決機関である市議会議員が属することは、執行機関と議決機関の立場を考えるとふさわしくないという意見があることは承知しています。

しかし、市議会議員が属している審議会等は、そのほとんどが市議会議員の充て職ではなく、専門の知識を持つ学識経験者としての選任としております。また、充て職としての会長等の役職が条文等で定めている審議会等は4つありまして、いずれも市議会議員が充て職としているものでありません。この4つの審議会以外は委員の互選となって会長職を選出している状況となります。現在、市議会議員が会長職になっている審議会は9つあります。これらは各審議会においても慎重に審議され、互選によって選出されたものであることから、各審議会の意思を尊重していくべきと考えております。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 今、市長のほうから御答弁がございました。4つの充て職の委員会というのはどうなのかということ、その内容について伺います。

○議長（石原幸雄君） 総務部次長野口克己君。

○総務部次長兼管財課長（野口克己君） 会長等について充て職とされている4つの委員会、そちら御紹介申し上げますと、防災会議、それから国民保護協議会、交通安全対策会議、土地利用合理化協議会の4つでございます。土地利用合理化協議会については建設部長が会長との充て職を、それ以外は市長が充てられております。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 今の答弁の中では防災会議とか国民保護、大変これは国との関係も

あるということでは重々承知をするものなんですけれども、私がやっぱり大変疑問に思うことは、やはり市の政策にかかわることに、そこに議員がかかわるということ。例えば、市長、教育長も含むんですが、諮問されました協議会や審議会等で答申が出されます。そしてまた、その答申をもとに定例会で議案が提出されたような場合、その審議会等に参加をしていた議員としては、その時点で議員が持つ議決権に縛りがかけられることになってしまいます。議員は議会で自由闊達な議論を展開し、どのような市民への影響なのか、客観的に議案を判断してまいります。しかし、先ほど述べましたように、初めから一定の縛りがかかるような環境はつくるべきではない、このように考えます。今まで議員は、学識経験者として選出を行われていたのかもしれませんが、審議会等委員、今、先ほど申しました介護保険の運営協議会の委員などには議員は選出をすべきでないと考えますが、再度この選出、見直す考えについてお尋ねをいたします。

○議長（石原幸雄君） 総務部次長野口克己君。

○総務部次長兼管財課長（野口克己君） こちら、指針の作成等につきましてでございますけれども、指針を作成するとした場合に複数の審議会委員等の兼任、これが緩和されたり、あるいは女性委員の割合の増加などについても見込まれるところであります。

現状として、審議会委員の選出につきましては、法令に基づき委員の選出が定められるもの以外は、担当課におきましてそれぞれの設置の趣旨、目的を考慮した上で選出しております。こちらにつきましては、基本的にはこの担当課の各事例規等に基づく趣旨、目的の判断について尊重して対応すべきだと現在は考えております。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） そうしますと、担当課におきまして、合議の上での、たまたま教育民生の常任委員長ということで選出をされたときには、学識経験者としてその任を担うわけでございますが、やはり議会、執行機関と議決機関、これにおきましては大変、やはり非常に疑問とするものなので、その辺についてはぜひ見直しをお願いしたいと思います。

それで、今、次長のほうから指針の話が出されました。平成30年の12月議会に同僚議員の質問への答弁で、指針の作成の検討、このことが言われておりませば、その後検討などはされましたか伺います。

○議長（石原幸雄君） 総務部次長野口克己君。

○総務部次長兼管財課長（野口克己君） 失礼しました。先ほどの御答弁の内容が私どものほうで検討した結果ということになります。各審議会の委員、申し上げましたとおり、必ずしもこれは市議会議員さんの充て職ということで、直接市議会議員をお願いしているというよりも、その分野にお詳しい見識のおありの方として選出されているような状況がございます。こちら

につきまして、一方では、市議会の皆様が多数在籍していらっしゃるということですので、こちらの運用につきましては個別に、本来の趣旨がどこにあるかということをそれぞれに感知して、注意を呼びかけていくというようなことは考えてまいりたいと、左様に思います。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 今回の審議会の見直しにつきましては、近隣では神栖市で審議会等の委員選任及び公開に関する指針というものが出されております。これは平成19年に制定をされ、その間3度見直しを行われているわけなんですけど、この中にははっきりと委員の公募、そのところ、それから委員の選任につきましてきちんとうたっております。その中には、市議会議員の選任については、法令による定めがある場合など当該審議会の不可欠の構成要素である場合を除き、原則として議会議員を選任しないこと、このことがきちんとうたっておりますので、やはり公募、合議制による例えば選出であったとしても、結果的には教育民生の常任委員長になりますとさまざまな、先ほどもかなり10近い委員がその選任をされるということでは、やはりこの問題についてはきちんとして議会の中でも私どもも討論してまいりたいと思います。今の次長の答弁では、今回の市の考えについては、現状のままでいくということなのか、その辺を確認いたします。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 審議会の委員としまして私もかつてやっておりました。そして、交付団体、もらう先のその会長が私、市長だったり、それちょっとおかしいんじゃないかということでやめまして、ですからそういうことの目的は、その審議会の目的は何なのか、それをしっかり見きわめれば、どういう人が適切なのかということがあります。私もずっと市議会やっていました。充て職という、何か充て職って余り好きじゃないんですけど、ですから、そういう状況でいろんな処遇やりましたけれども、やはり議会の皆様でも、この職は議会入るべきじゃない、いや、これは議会は必要ないねという部分、私は多くあると思います。例えば、今農業委員会、議員の皆さんなっています。議員の皆さん、昔は選出で、今は違います、任命ですけども、それで今やっています。選挙でなった方がまた選挙でなった方が入ってくること、ちょっとおかしな考え方だなんて。ですから、私、農業委員もやりませんでしたし、今はそういうあれになります。ですから、これからというのは、目的何かははっきりして、そして議会の皆さんと我々執行部と、そういう機関で話し合うことが、これが一番肝要だとは思っております。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 議決機関と執行機関という明らかな権限ありますので、その辺ではきちんとその辺の権限を分けて、議会は、やはり議員は議会でのいろいろな活動内容ございしますので、その辺についてもしっかりとやっていただきたいというふうに思います。私、介護保

険の運営協議会を傍聴しておりまして、いや、これはちょっと大変だなというふうに思いました。ここで答申が出されたものが、やはり議会の中に議案として出てまいります。そのときに、その長になられた方は一体どういう対応をするのかどうか。本来だったら、市民から負託をされております議員としての立場というものが非常に厳しいものになるのではないかなというふうに感じたものなので、そのように考えました。指針の作成とかそういうものについては現在検討されないようなので、ぜひその辺についても今後検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、国民健康保険の問題について質問をいたします。

今回、国保税と書いてありますが、国民健康保険税のことです。御存じのように、日本の公的な医療保険4種類ございます。組合健保、共済組合、それから協会けんぽ、この3つは被用者保険というのは御存じのことだと思います。それ以外の人が加入しなければいけないのが国保でございます。

国保の加入世帯は、1965年当時は農林漁業・自営業は67.5%、アルバイト19.5%、その他無職が13%でございました。ところが、2016年になりますと、フルタイムで働いていても非正規雇用、無職、年金生活者が70から80%、一方で農林漁業・自営業は約17%と大きく変化をしております。さらに、加入世帯の被保険者1人当たりの保険税で見ますと、平均所得とも1985年と2016年を比較して大きく変化をし、高齢化、貧困化が進んでいることが明らかでございます。1985年加入世帯の平均所得は186万8,000円でした。そして保険税は4万3,357円。保険料は年々上がり続ける一方で、平均所得は1991年に一時276万5,000円となりましたが、その後は下がり、2016年、138万8,000円になっております。この数字の公表のものは、厚労省の保険局でございます。

1961年に国民皆保険制度として、当初より他の保険に入れない高齢者や無職の方を抱え込んで医療保険としてスタートをしたのが国保です。今はもうありませんが、1962年、その翌年です、社会保障制度審議会、ここが勧告を出しております。内容は、国保は被保険者に低所得が多いこと、保険税の事業主負担がないこと、給付率が被用者保険に比べてはるかに低いためにどうしても相当額国庫が負担する必要がある、また、保険税の定め方について国保と被用者保険の間には大きなアンバランスがあり、これは極力是正すべきである、このようにこの勧告の中で述べられており、当初から構造的な問題を抱えております。全国知事会、全国市長会、そして全国町村長会も、国に対しまして国民健康保険制度に関し、積極的に措置を講じるよう提言をしております。それは、国保財政基盤強化のため、平成30年度の制度改革以降、投入する公費3,400億円の財政支援の継続の実施、また、改革によりまして保険料が上昇するには激変緩和措置を講じ、必要な財源の確保を求めています。さらに、子育て世代の負

担軽減を図るために、子供に係る均等割の保険税を軽減する財政的な支援制度を創設、そして必要な財源確保を求めています。

今回、子育て支援の立場から再度子供たちの均等割、また軽減、18歳未満の方々の人数、そしてまた、第3子軽減した場合の人数、金額をお尋ねをいたします。通告では、18歳以下と通告をしておりますが、ここは18歳未満と訂正をいたします。以上、答弁を求めます。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長内藤雪枝君。

○保健福祉部次長兼健康づくり推進課長（内藤雪枝君） 平成31年第1回定例会でお答えしておりますが、まず、現状について御報告いたします。

牛久市の国民健康保険における18歳未満の被保険者は、本年10月末現在で846世帯、1,408人となっています。平成31年1月時点と比較すると、51世帯、108人減少しています。

18歳以下の均等割額1人当たり1万9,000円を全額免除した場合の市負担額は2,675万2,000円となります。このうち、18歳未満で第三子以降の被保険者は153人で、1月末時点に比べ18人減少しております。第3子以降の均等割額を全額免除した場合の市負担額は290万7,000円となります。

平成31年第1回定例会でお答えしたとおり、子供にかかる均等割額の1万9,000円という価格は、茨城県内では2番目に低い設定となっており、世帯の所得に応じて7割、5割、2割の法定軽減があります。さらに、5割及び2割の法定軽減につきましては、毎年のように対象者の拡大が図られております。国の動向におきましては、このほかの子供の分の保険税の負担軽減についての進展は見られておりません。

子供の均等割の廃止、軽減については、財政面あるいは公平性という観点から、現状の運用を継続して対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 今、31年にこの子供の均等割の軽減について質問をしてから、かなり子供の数が減っているということです。今、前のに比べましたら30年と31年では51世帯、108人ということの数字が出ました。このことは、とりもなおさず少子化が進んでいることをあらわしているのではないかと思います。特に、今、国保というのは、高齢者は75歳になりますと後期高齢にいますので、現在たしか国保は2万世帯を割っているというふうに理解をしております。ますます、こういうような状況の中で、やはり子供に対する支援というのは大変重要になるのではないかと思います。先ほど述べました国保の構造的な問題、全国その地方3団体も公費を投入して均等割、平等割をなくして、せめて協会けんぽ並みに引き下げて

ほしいというのが、私どもも市民からの願いを聞いております。

子育て支援のための軽減でいえば、今ある国保の条例の中でも可能となるのではないかと思えます。例えば、その1項目の中に、市長が認めればその軽減ということがうたってあると思えます。例えば、第3子だけを軽減、それからひとり親家庭に対してだけ軽減、また、重度の障害者、障害児に対する軽減、このようにめり張りをつけた支援の仕方というのは幾らでもあります。茨城県内で、今次長が答弁された、保険料が2番目に低いとおっしゃっております。しかし、当事者の負担感というのは、これは比較にはならないと思えます。財政面とか公平面から現状の運用の継続という御答弁でございましたが、第3子、これを例にとれば、国保会計の0.03%ほどの財源ではないでしょうか。問われているのは財源ではなく、本当に子育て支援を考えてのことかということ。少子化、牛久でも進んでいると言われています。牛久で子供を産み育てよう、このようにふやしていく。ほかの自治体と同じではなく、市の特徴、子育て支援に力を入れる、このような考えでいくと、やはり子育て支援、この立場、重要となります。再度、この子供の均等割、軽減、質問、考えをお尋ねをいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長内藤雪枝君。

○保健福祉部次長兼健康づくり推進課長（内藤雪枝君） 再度の御質問にお答えいたします。

子育て支援につきましては、国保の減税以外につきましてもさまざまなところを市の施策で実施しております。先ほども申し上げましたとおり、財政面、公平性ということにつきましてはではないというお話ではありましたが、均等割額が一番低いというような部分のところ、あと国全体でこういった制度については考えていくべきものという立場から、今回の運用を継続してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 国が率先して考えていく、それは当然です。地方3団体も、もう何年もたつてこの公費、ぜひ投入をということできろいろと言っているのは情報等で御存じだと思います。国はこのような態度をとっておりますので、市としてできること、それは何かということをお私に今回の質問で取り上げているつもりでございます。ぜひ、子育て支援、この国保だけじゃないというふうにおっしゃっております。さまざまな予防注射の問題だとか、いろいろとそれは存じております。ただ、この第3子だけを軽減する。この近隣ではたしか取手のほうで実施を、それは半額だと思います、均等割の半額だと思いますが、そのように考えれば、他と違う自治体ということで選ばれる自治体の一つにはなるのではないかと思えますが、もう少しこの辺について伺います。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 再度の御質問ですが、こちらの今の均等割につきましては、

次長のほうから先ほど答弁しましたように、公平性、財政面ということで今このままで継続したいということでございます。この軽減した分の財源としましては、例えば、ほかの被保険者から税の負担をいただく、あるいは一般会計からの繰り入れで対応するような形になります。そのような、どこまでその軽減したものを、ほかの例えば被保険者から負担していただくとか、また一般会計から追加で負担をいただくのか、そういう検討が必要になってくると考えております。再度になりますが、現状のままで軽減するという考えは現在のところありません。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 公平性ということで、公平性ということていいますと、他の保険等に比べて国保というのは大変保険者の負担が大きいわけです。国保はほかの、例えば、協会けんぽに比べますともうその10%かな、そのぐらい、全然負担率というのが違うわけです。もう国保財政のこの構造的なところでは多くの自治体でもこのような子供に対する軽減ということを取り上げているのではないかと思います。先ほど御答弁の中で、第3子だけをとれば約300万円です。300万円の財源、牛久の全体の会計は約300億円近いものですけれども、国保会計からですとそれほどの金額ではないわけです。一般会計からの繰り入れ云々と言いますけれども、この公平性という観点からは大変疑問と考えるものです。再度この問題については答弁が出ないようなので、また次の機会に取り上げていきたいと思っております。

2番目では、短期保険証の発行をやめて、通年の保険証の発行をということに移ります。

神奈川県横浜市が短期保険証の発行をやめました。そして、通常の保険証の発行をしているニュースが飛び込んでまいりました。

牛久市の短期保険証の発行状況、牛久もできるのではないかと思います、考えと現在の発行状況を伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長内藤雪枝君。

○保健福祉部次長兼健康づくり推進課長（内藤雪枝君） 牛久における国民健康保険の保険証の有効期間は、通常で毎年8月から翌年7月までの1年間と条例で定めており、茨城県内は1年間に統一されております。短期保険証は、前年度の第9期分までの保険税に未納がある場合に有効期間を3カ月間としておりますが、高校生世代以下については法定により6カ月間としております。未納が解消された場合には、通常期間の保険証に切りかえております。

本年8月の年次更新時点の短期保険証の交付数は、全体で1,106世帯、1,929人。このうち205世帯、353人が高校生世代以下で有効期間が6カ月間の短期保険証となっております。

牛久市では、あくまでも保険税の滞納者との納付に関する相談の機会を定期的に確保するこ

とを目的として短期保険証を交付しております。そのため、有効期間に違いはありますが、滞納の程度により保険証を交付しない措置はありません。国民健康保険の安定した運営のため、滞納を最小限とし、負担の公平性を保つ観点からも、今後も短期保険証の交付については継続して行ってまいりますので、御理解をお願い申し上げます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 今、次長の答弁から短期保険証の発行が1,106、そういうので、これは昨年……今年度かな、30年度でよろしいのかな。30年度の結果から言われていますが、確かに滞納する、そういう状況に陥るといことは非常にこの保険税を支払わない状況、そういうような状況がここからもかいま見られると思います。短期保険証になってしまうと、高校生には発行をされているということなんですが、その辺の滞納の相談については、どういような対応をされているのかを伺います。牛久では資格証明書が発行されていないということは大変評価をしているものなので、ぜひこの短期保険証の発行についても今後の検討にいただきたいと思いますが、その滞納の状況、そして相談の実態などについて伺います。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。医療年金課長石塚史人君。

○医療年金課長（石塚史人君） 滞納者につきましては、収納課あるいは医療年金課に来ていただいたときに、一応納付の方法とか、保険料の滞納の大きさ等を勘案しまして、収納課のほうで債務の承認とか分納の計画を立てていただいて対応しております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 要するに、相談に、滞納であっても、その保険税の相談に来れば短期保険証の発行する対象になるというふうに理解をしていいのかどうか、その辺ちょっと確認をします。

○議長（石原幸雄君） 医療年金課長石塚史人君。

○医療年金課長（石塚史人君） お見込みのとおりでございます。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 牛久の場合には、このような状況をずっと長年継続をされてまいりました。そういう納税相談、そしてまた夜間での相談、そういうものも納付しやすいような環境整備も進んでいるということなので、そこら辺についても私どもに相談に見える方については必ず相談に行くようにというそういうようなお願いなどもしているところなので、この辺については今後も引き続きやっていただきたいと思います。本来は短期保険証ではない普通の保険証を発行してほしいということなんですが、この辺については私どももっと検討を進めていきたいと思います。

3番目に移ります。保険者努力支援制度についてでございます。

都道府県と市町村の取り組みを国が採点を行い、成績のよい自治体には予算を配分する仕組み、保険者努力支援制度、今まではなかったペナルティーというのが2020年から導入をされます。今までは保健事業に重点が置かれておりましたが、今度は評価指標にマイナス点が導入をされます。この保険者努力支援制度、狙いとしては法定外繰り入れの解消を推進をしようとしているのではないかと考えますが、市の考えについて伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長内藤雪枝君。

○保健福祉部次長兼健康づくり推進課長（内藤雪枝君） 保険者努力支援制度は、平成30年から国民健康保険の都道府県化に伴い、各市町村の事業活性化にインセンティブ、いわゆる動機や刺激を与えるための制度であり、国民健康保険の各種事業の成果により獲得した点数に応じて支援金が交付される仕組みとなっており、毎年項目や加点が追加変更されています。

牛久市が交付された支援金は、平成30年度は4,267万6,000円、本年度は3,786万6,000円となっております。

本年度までの交付金算定に当たっては、成果に応じた点数を加算するだけの仕組みとなっていました。令和2年度からは法定外繰り入れの解消等に係る評価項目が新設され、さらに本項目の中で赤字解消計画を含めた法定外繰り入れの解消状況によっては減算となる評価指標が設定されております。

具体的な一例としまして、平成29年度決算において法定外繰り入れがあり、赤字解消計画を策定すべきところ、当該計画を策定していない場合には30点が減算される一方、平成30年度決算において法定外繰り入れがない場合には35点が加算されることとなっております。牛久市の状況に当てはめると、平成29年度決算では、法定外繰り入れはないため減算はされず、平成30年度決算では、約1億4,800万円の法定外繰り入れが発生したため、加算がない状況となっております。

今後も保険者努力支援制度の動向に合わせた事業成果を図ることで、交付金の増額を図り、安定した運営を目指してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 平成29年度がたしか一般会計からの繰り入れがなかったと記憶をしております。そのために平成30年度が4,267万6,000円交付をされたということなのですが、県と市町村ではどのような内容になっているのか。また、配分される交付額、先ほどとダブってしまうかもしれませんが、再度伺います。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。医療年金課長石塚史人君。

○医療年金課長（石塚史人君） 保険者努力支援制度、30年度、31年度とも全国で500億円、これを約1,700の市町村の獲得点数に応じて配分をしております。ちなみに、平成

30年度が茨城県全体の交付金額が約11億5,400万円で、本年度、令和元年度は約11億4,200万円ということになっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 交付額についてはわかりました。

私のほうでいろいろと資料が出ているわけなんです、都道府県の内容としては、医療費適正化アウトカムを評価した場合には50点、茨城県の場合は20点というふうに言っています。それから、市町村分として共通指標、例えば、特定健診や特定保健指導を実施する、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少、こういうことをやれば、満点では150点。ところが、茨城県では49点とか、そういうような保険者のいろいろと細かにこういうふうな指標が出されております。

市としては、このような指標に対してどのように今後取り組んでいくのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。保健福祉部次長内藤雪枝君。

○保健福祉部次長兼健康づくり推進課長（内藤雪枝君） 議員がおっしゃいましたとおり、保険者努力支援制度につきましては、さまざまな項目のほうがなされております。こちらの内容のほうは毎年変わってくる項目もございますので、こちらについて点数の高いものとか、そういうところで努力できるのであれば積極的に取り入れて、今後も支援金の増額のほうを図りたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 要するに、国保、こういうことで点数を上げるために、本来ならば社会保障としてのやるべきことがマイナスになっていく。例えば、健診が進んでいないとマイナス点がつく、これは先ほども言ったと思います。それと、削減予定額、そういうのが達成をしない、このことは、とりもなおさず被保険者にそのサービスというんですか、本来やるべき仕事の内容にかかわってくるわけです。ですから、このような被保険者に影響がある。特に、国が今求めているのは、要するに、一般会計からの繰り入れをやめよ。このことは結局保険料が上がる、このことを将来にわたってそういうことを案じているのではないかというふうに思います。自治体の努力をこのように、今まで頑張ってきて保健事業をやってきた、そういうものを採点するというのは、非常にやっぱりこれはいかなものかなと思います。給付費を削減したり、繰り入れをなくしたり、このことを誘導するものにほかなりません。この保険者努力支援制度、これは本当に国が勝手に決めてきたわけなんですけれども、住民を守る、この自治体としての役割ということ、そういうことが本当に問われているのではないかと思います。この問題についてもさらに深めていきたいと思っております。

続きまして、次の2019年度の標準保険料率について伺います。

2018年4月より保険者が茨城県となりました。都道府県化によってなりました。2019年度の標準保険料率、2018年度との比較では大変少なくなっているふうに、これは公表されておりますので見ることができます。このことについてはどう判断していくのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長内藤雪枝君。

○保健福祉部次長兼健康づくり推進課長（内藤雪枝君） 平成30年度に施行された国民健康保険の都道府県化に伴い、各市町村は県に事業費納付金を納めることになっております。標準保険料率は、当該納付金の財源として各市町村が確保すべき保険料必要額に見合う保険料率の指標として県から示されているものです。

既に、平成30年度、平成31年度の標準保険料率は示されており、平成31年度の牛久市の課税方式に沿って算定された標準保険料率では、全ての被保険者が課税対象となる医療分と後期高齢者支援金分の合算分といたしまして、所得割率は7.98%で前年度に比べ0.84ポイント減少、資産割率は36.7%で前年度比3.2ポイントの減少、均等割額は1万9,228円で前年度比1,631円の減少、平等割額は2万1,441円で前年度比1,952円の減少となっています。主な要因といたしましては、被保険者数の見込みに沿った医療分の減少となっております。

また、40歳から64歳までの被保険者が課税対象となる介護納付金では、所得割率が1.37%で前年度比0.17ポイントの増加、均等割額が1万8,730円で前年度比1,498円の増加となっています。これは、介護納付金の前年度精算による追加負担の増加見込みに伴うものとなっております。

次に、現行の保険税率と平成31年度の標準保険料率の対比につきましては、医療分と後期支援金の合算分としまして、現行の所得割率が7.2%で標準保険料率と比較して0.78ポイントの不足、資産割額が現行32%で4.7ポイントの不足、均等割額が現行1万9,000円で228円の不足、平等割額に限っては現行2万2,000円で559円の超過となっています。介護納付金分では、所得割額が現行0.87%で0.5ポイントの不足、平等割額が現行1万2,000円で6,730円の不足となっています。

事業費納付金の算定に当たっては、当年度分を概算で算定し、2年後に確定額と精算を行う仕組みであるため、現在示されている標準保険料率は平成30年度分、平成31年度分ともに概算で算定された事業費納付金の額から割り出されております。平成30年度の事業費納付金の確定額が判明する令和2年以降に、改めて現行の保険料率の比較検討を行ってまいります。

また、賦課方式につきましても、資産割額における税率の設定や、資産割額自体のあり方についてもあわせて検討していく必要があると考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 今、次長のほうから標準保険料率についての見方というか、そのことの答弁がございました。この2018年4月に都道府県化実施をされました。厚生労働省は、この実施後も一般会計からの繰り入れは自治体の判断でできる。それから、生活困窮者への自治体独自の軽減は問題ない、このように国会でも答弁をされております。さらに、この法令上、標準保険料率というのは参考値にすぎず、実際に従う義務はないということを言っております。そもそも、地方自治体が条例とか予算で住民の福祉のために施策を行うことを国が禁止をしたり、それから廃止を強制することは、これは憲法92条の地方自治の本旨、94条の条例制定権を脅かすものでございます。だから、安倍政権であっても標準保険料率を建前は参考値とせざるを得ず、厚労省も国会では自治体の判断と答弁せざるを得ない状況でございました。しかし、このような状況の中でも着々と、この標準保険料率については着々いろいろなところで進んでおります。今回の国保の、今後、国保の運営方針とも関連をいたしますが、3年ないし6年を単位として計画をされるとも言われております。特に、今回2018年度の決算を見て行うということが明らかになっております。今後、この標準保険料率、この中で今も財源不足が言われています。このような変化が出ているということも含めまして、今後標準保険料率、これは県の国保のところで討議する内容かもしれないですが、しかし、この自治体にもいろいろな影響が出てくると思います。県内ではまだ出ておりませんが、運営方針で統一保険料率、この方向を出しているところが、県内では、統一保険料率と打ち出したところが北海道や福島、岐阜、大阪、奈良、和歌山、広島など、7都道府県に上っております。こういうような状況から保険料率、保険料が上がるのではないかと、このような大変懸念をするものです。

今、賦課の問題についても言われました。牛久の場合は4方式で賦課がされておりますが、この問題についても今後の検討をしていくということが大変必要になってくるのではないかと思います。今後、この標準保険料率の問題では、先ほどの保険者努力支援制度と同じく、収納率の向上、そのことは、とりもなおさず差し押さえが強化をされるということです。それから、法定外繰り入れの禁止を、特に赤字を解消する計画の立案と実行、それから医療費適正化、これは健診とかレセプト点検など、これも強化をされていくと思います。そして、最後には保険料の引き上げ、このような計画などがこれから次々と起きてくるのではないかとというふうに考えます。この国保というのはやはり社会保障という立場から市民の命を守る、住民の命を守る、このような役割が問われていると思います。

再度この標準保険料率について市の考え、もう一度伺いたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。保健福祉部次長内藤雪枝君。

○保健福祉部次長兼健康づくり推進課長（内藤雪枝君） 再度の御質問にお答えいたします。

標準保険料率の考え方ということなんですが、こちらにつきましては、先ほどもお答えいた

しましたとおり、事業費納付金の算定に当たって標準保険料率というのが出ておりますので、こちらにつきましては、令和2年度以降に事業費の金額が確定された状況を見てから比較検討を行い、保険税等につきましても検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 再度の質問となるんですが、今の現在の賦課方式です。資産、所得、それから平等、均等。この方式について、牛久市では検討する予定なのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長内藤雪枝君。

○保健福祉部次長兼健康づくり推進課長（内藤雪枝君） 賦課方式につきましても、資産割における税率の設定とか資産割額自体について、賦課方式について今後もあわせて事業費納付金等の検討とともに検討していく必要があると考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 今、都道府県化になりましてから大変見えにくくなったと私も考えております。市ができる範囲は同じ、今までと、対被保険者に対しては同様な事業を行っているということは、それはわかるんですが、一体こういう保険料率、そういう算定というのはどこで行うのかということ、これはもう県のほうで、都道府県化ですから県が保険者になって各自治体から上がってくるもの、それを基礎に算出をするということになってくると、やはり高いところ、低いところ、重々にそれはあると思います。そういう中で、今の保険料率を維持できるのかというところがこの牛久の最大の課題ではないかと思います。一般会計からの繰り入れなしでは今の国保会計成り立たないというのは存じていると思います。その中で、やはり住民のこの社会保障としての役割をきちんと守っていく、そのことをお願いいたしまして質問を終わります。

○議長（石原幸雄君） 以上で21番遠藤憲子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は15時30分といたします。

午後3時22分休憩

午後3時33分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） 日本共産党の利根川英雄です。

通告順に従って質問をいたします。

まずは、入札制度、第三者委員会の問題であります。

市民にわかりやすい透明性の高い入札制度、それのもととなる入札監視委員会、第三者委員会の設置の問題であります。この問題については、これまでも質問をしてきました。前回の答弁では、第三者委員会、この有効性は認識しているが課題もあり、検討していくとのことでありました。どのように検討したのか、その結果をお尋ねいたします。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 入札監視委員会等の第三者機関の設置につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、いわゆる入札契約適正化法の第17条で規定されている、国が定める指針の中で努力義務事項として位置づけております。指針には、第三者機関の具体的な事務として、入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること、当該第三者機関又はその構成員が抽出・指定した公共工事に関し、一般競争入札の資格要件の設定の経緯、指名競争入札の指名及び落札者決定の経緯等について審議を行うこと、報告の内容や審議した事項について不適切な点や改善すべき点があると認めた場合は意見の具申を行うことの3点と、第三者機関から意見の具申があったときは、これを尊重し、その趣旨に沿って入札及び契約の適正化のための必要な措置を講ずると掲げられております。

このように、第三者の監視を受けることは、入札及び契約の過程や契約の内容について透明性を確保するために非常に有効であり、第三者機関を活用することは、これまで以上に公平・公正な入札制度が確立されることは認識いたしております。

しかしながら、第三者機関の設置状況は、平成30年度8月1日現在、全国の市町村において約8割、1,367団体は未設置で、県内では当市を含め7割の30の市町村は未設置であり、設置済みは約14の市町となっています。

これは、独立の第三者機関を設置するためには、設置・運営に関する規定等の制定や委員の選任、予算の確保等が不可欠であり、それらがハードルとなり設置が進まない要因と考えております。

そこで、国交省が地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアルにより、規模の小さな市町村における監査委員などの既存組織の活用や第三者機関の共同設置が示されたことから、近隣市町村でも監査委員を活用している阿見町に視察を実施したところ、視察した結果においては、監査委員を活用した第三者機関においても、かなり多くの事務量が発生することが判明しました。現在、視察結果の内容を検証し、監査委員の活用を含めた第三者機関の設置について検討しております。

今後は、独立した第三者機関の設置の事例を調査し、より牛久市に見合ったその機関の設置

について検討してまいります。

なお、入札及び契約の過程や契約の内容について透明性を高めるために情報公開することは、入札契約適正化法第8条及び同施行令第7条に義務づけられております。当市におきましても、入札の参加業者や入札金額等の入札結果は、市のホームページや情報公開統合窓口において公表しております。また、全ての公共工事の発注実績につきましても、議員の皆様には資料を配付させていただいております。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 前回の質問でも述べましたが、入札制度という問題、その結果について、市民の目線に立った立場で公開すべきだというふうに思います。今、市長の答弁ですと、事務量等のいろいろな問題があるというふうに言われておりました。私たちは、市が不正をしているとかそういうことを言ってこの第三者委員会を設置しろということではありません。しかし、入札をめぐる不正は全国各地でなくなる。第三者委員会で精査をすれば、十分な透明性が確保でき、市民にもわかりやすくなると思います。これまでの入札結果、落札価格が予定価格に対し98%前後が多い。本当に競争入札となっているのか、疑わしくもなってしまいます。不正は行われているとは思いませんが、これは談合を含めて、第三者委員会で精査をすれば、この問題についても市民も十分納得できるのではないのでしょうか。

そしてまた、今、市長の答弁の中で、小規模自治体での設置例なども出ておりますが、単独設置と既存の監査委員会を活用したものと。これは特に小規模自治体、牛久市が小規模自治体になるのかどうかという問題もありますが、そしてまた、この第三者委員会の規則も国土交通省のマニュアルの中に記されております。先ほどから申しておりますが、市が悪いことをしているからただすということではありません。入札制度、これを市民にわかりやすく、そして透明性をもっともっと明らかにする。市のホームページに公表すればこれが第三者委員会で精査したものだと誰も思わないです。第三者委員会がそれなりの答申を出さなければ、これらの信用性というものは疑われても仕方がないと思います。

現在、牛久市は前市長の時代の入札にめぐる裁判をやっております。これは敗訴したわけですが、これを控訴してやっているわけです。こういうことがあるから、やはり入札制度の第三者委員会、これは必要であるというふうに思います。再度、これらの実際に入札制度めぐって裁判が行われている中で、業者が少ないだとか小さい自治体だからという言いわけは、私は通用しないと思います。なぜ、国土交通省がこういった第三者機関の運営マニュアル、地方公共団体における入札監視委員会等、この設置を求めているかということは、その小さな自治体も含めて公平・公正、透明性の高い入札制度を早急につくれということであります。もう再度、この点について、市長は検討すると言いましたが、これ、私が質問してからもう2年ほどたっ

たんですが、検討結果がいつまで続くのか。市長の任期期間中、あと4年弱です。その間には結論を出すのかどうか。これはなぜかという、首長がかわれば中身がかわっちゃうわけです。ですから、今の市長の時代にこういった監視制度をつくっていく、第三者委員会をつくっていくということを、ぜひ市長の今後の3年間の政治生命の中で早急に設置するよう私は求めるものですが、再度お尋ねをいたします。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 入札制度をめぐっては、過去の、今裁判ありました。そしてまた、今控訴もするわけでございます。そういうことがあるという自体が私も非常に寂しい思いでございます。そういう、なくすことがやっぱり皆さんへの、何ていいますか、市民にとって安心、任せられるという話をしたり、ただ、いろんな条件ございまして、先ほどの監査委員の大きな事情もなるということもございまして、そして今でも私たちはまず副市長が目を通して、そして私が目を通して、それでまさしく、部長会でもそれは全て通します。目を通して、それで最終的には私が承認いたします。そういうことで、地域の育成、やはりまだまだこの地域にはそういう業者が、非常に中小企業の方も多。やっぱり地場産業の育成も、これも大きな我々の課題なのかなということを思います。そして、そういうことで、牛久では、非常に98%というあれがあるんですけども、非常に最低入札が厳しいという話を聞いておりまして、そういうことによってそういう数字も出るのかな。また、今ちょっと問題になっていますけれども、あくまでも80%以下になった場合は、これはちょっと余りにもダンピングということで、それもいけないんじゃないかなということで、そういうことについても今話を進めております。ですから、この入札制度がこの牛久にとって一番、何ていうか、ベストな、いろんな入札制度は牛久にもメリットもあれば、もしかしたらデメリットもあるのかな。でも、牛久にとって、長い目で見て何かメリットがあるのか、デメリットなのか、これはもうちょっと精査させていただきたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 先ほども言いました、単独設置と既存の監査委員会を活用するというようなこと、市長のほうも答弁ありましたが、事務量が大変多くなると。しかし、また、地方自治法の中で、監査委員の人数、これは2名と決められておりますが、条例で定数を決めればふやすことができるわけです。それと、監査委員会の中に事務局も含め専従を置くこともできるということであれば、監査委員会の増員で可能ではないかと思えます。これについては今後の検討課題としていただいて、市長も答弁しておりました、単独設置とその既存の監査委員会、もし、監査委員会を第三者委員会と同じく入札制度に対する精査を行うならば、条例の改正をして監査委員の数をふやす。そしてまた、例えば、常勤の監査委員もふやしていくとい

うことを検討していただきたいと思います。今の根本市長の時代にこの入札にかかわる裁判はないと思いますけれども、次の首長がかわったときに可能性としては十分考えられるわけがあります。

次に、指名競争入札、これ公募型にすべきではないかということの問題であります。

このメリットは、業者の入札参加意欲を反映するもので、公募型指名競争入札はどのような要素で成り立っているのかといいますと、1つには、発注者が入札工事等により業務等の概要や入札参加条件を示すということ。2つ目に、入札公告等の内容について業者がみずから確認をすることができるということ。3つ目が、入札公告などで求められている条件を満たしているかどうかを業者がみずから判断をすることができる。4つ目には、設計図書や仕様書などを閲覧することができる。そして、5つ目には、その入札への参加をするかどうか、これを業者みずからの意思で決定するということ。6つ目には、参加を希望する場合には、必要な書類をそろえて入札参加申込書の手続をとるということであります。

公募型指名競争入札への参加は、業者の自主性に委ねられております。市のほうが一方的に業者を指名するというものではありません。入札への参加を希望しない場合は参加を見送ることもできるわけであります。このようなことから、発注者から一方的に指名を行う従来の指名競争入札に比べて、業者の入札参加意欲を反映することができると思えます。この公募型指名競争入札導入について考え方をお尋ねいたします。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 利根川議員の御指摘のとおり、公募型指名競争入札は指名競争入札の欠点と言われる恣意的な業者の指名、談合の誘発、実績のない業者の参加が得にくい、入札価格の高どまり、指名業者の固定化を補完する有効な入札方式であると認識しております。一方で、事前審査等に時間を要し、一般競争入札以上に事務量が多くなるという弊害も有しております。

現在、公募型指名競争入札を実施しているのはほとんどが国あるいは県で、市町村レベルで実施している例はわずかであります。

当市におきましては、平成7年3月31日に、牛久市公募型指名競争入札試行実施要綱を制定し、設計金額が7,000万円以上1億5,000万円未満の土木一式工事及び1億5,000万円以上3億円未満の建築一式工事を対象工事として、平成7年度から平成15年度にかけて試行いたしました。8件の試行の結果、4件は県外大手業者が落札をし、4件は参加業者数が少なく指名競争入札に変更し執行したという経緯がございました。

平成19年に公共工事をめぐる一連の不祥事を受け、全国的に一般競争入札の拡大を中心とした談合防止等対策の入札制度改革が行われました。

当市におきましても、より入札の透明性を高め、公正な競争を促進するという目的で、同年7月1日から入札・契約制度改革を実施いたしまして、一般競争入札の対象工事を設計金額4,000万円以上の工事に拡大し、公募型指名競争入札の試行は取りやめました。

この経緯を踏まえて、今後も設計金額4,000万円以上の工事は事後審査型の条件つき一般競争入札を、それ未満の工事については指名競争入札を引き続き採用していきたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 現時点では必要がないというふうに、簡単に言ってしまうとそうなると思うんですが、私が先ほども言いましたように、前市長時代の裁判を引きずっているわけです。先ほど答弁の中でありました、公募型の分でも、外部の業者、そしてまた不調とかということがありましたけれども、これもいろいろ考え方があると思います。1つは、分離発注の問題。そしてまた、JVの問題。共同で、その会社同士が共同で行う事業ということも十分考えられるわけであって、市内の業者を入れる。そしてまた、市内の業者を育てていくという面においても、私はある程度有効ではないかと思えます。実は、私が議員になったときに、このような市内業者を育てるということ、当時の建設部長は市内の建設業者を育てていきたいという答弁をしておりましたが、実際現在育てている市内の業者は、私はほとんどないというふうに思っているわけであります。市民にわかりやすい、そしてまた市内業者育成のためにも、もう少し検討しながら十分な公募型指名競争入札の検討は、再度できないのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 先ほども答弁しましたとおり、現在、一般競争入札につきましては、土木一式工事、建築一式工事についても4,000万円以上ということで金額を低くして、より透明性が高くなるような方式に変更しております。公募型の指名競争入札につきましては、以前に試行していたということで、その結果4件が県外の大手で、うち、またその別の4件は公募がそろわなかったということで取りやめたという経緯がありますので、今後も今の一般競争入札については引き続き実施していきたいと考えています。

また、先ほど市長のほうからもありましたように、第三者機関の設置等も阿見町の監査委員のほかに専門の方を入れてやっているということで、その辺の検討も含めて、より市民にわかりやすい入札制度にしていきたいと思えます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） この入札をめぐることは、私も以前議会で取り上げたことあるんですが、受注企業からの政治献金の問題、市の公共工事を受け取って首長に政治献金を贈るとい

う実例、そしてまた、私はその領収書も見ておりました。こういうことをやっぱりなくすためにも、第三者委員会、また公募型の指名競争入札というものは、もう少し掘り下げて、実際に受注企業からの政治献金という問題、これは明らかに私はあったというふうに聞いているというか、領収書見えていますから、あったというふうに思うんで、こういう実例を入れて、やはりもう少し透明性の高い入札制度、そしてまた、公募型指名入札制度をぜひ検討していただきたいと思います。

続きまして、教育委員会の危機管理についてお尋ねをいたします。

同僚議員の質問の中で、10月25日、台風21号が接近する中、市内4つの小学校で校外学習、遠足に行ったということであります。この4つの小学校は、子供たち全員が参加をしたのか。そしてまた、どこに遠足に、校外学習に行ったのか。これまでの答弁の中で、出発するときは小雨だったということでありました。これは誰の判断で、どういう情報を得て決行したのか、この点についてお尋ねいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 10月25日の遠足は5校で行っています。1つは牛久小学校の4年生が県庁と笠間に、牛久二小の2年生が船橋のアンデルセン公園に、神谷小の1年生が同じくアンデルセン公園に、向台の1年生が成田航空博物館に、ひたち野うしく小学校の2年生が成田ゆめ牧場に行っています。

当日の判断ですが、校長先生方に確認しましたところ、1月24日になっての台風の進路がそれたというのを確認して、25日の朝に決定しようとして、25日の朝の状況では雨が降っていたものの、ひどくはなかったということで実施を決定するという判断に至ったというのが多くの学校の実情であります。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） 茨城県教育委員会防災マニュアル、学校防災に関する手引、これは当然御存じと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） はい、存じております。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） これは各学校に配付され、校長及び教員等に配付をされているのかどうか。そしてまた、その内容について各学校では精査していたのかどうかお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） そのマニュアルが職員全てに渡っているかどうかの確認はしていませんが、学校独自に全ての学校で危機管理マニュアルというのをつくってございまして、これは

全職員に配ってありまして、毎年職員がチェックしているという状況であります。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 台風、大雨等の災害については、改訂版の85ページに記載してあります。台風や低気圧などがもたらす大雨による水害等への対応について。初期対応。気象情報をテレビ、ラジオ、インターネットなどで収集する。大雨警報、洪水警報、暴風警報が発表された場合、また避難勧告などが発令された場合、その内容及び気象情報や気象レーダーなどを確認した上で、児童生徒の下校もしくは校内での待機等を速やかに検討する。これは校外学習にも当てはまるのではないかと思います。今の教育長の話ですと、この教育委員会が、茨城県の教育委員会が出している学校防災に関する手引というものが全く検討されていないと。朝、小雨だったから行くなんで、台風21号が上陸するかもわからないというふうな状況。例えば、茨城県で出している防災危機ポータルサイトというのがあります。そのときの水戸地方気象台の警報は大雨注意報です。大体同じ時間、6時、7時の時台で、千葉県の銚子気象台の発表も大雨注意報でありました。これは警戒レベルでいくと2です。まさしく台風が近づいているときに、警戒レベルが2になっているときに、誰がこういう判断をして行ったのか、非常に疑問に感じます。この点についてはどうですか。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 台風の直撃は免れるという判断を前日学校はしていると思います。そうした中で、朝の雨の状況等を見て、遠足の判断は非常に難しかったと思いますが、基本的には決行という判断をしました。近隣、取手、龍ヶ崎、阿見、土浦、つくばを見ましたが、当日控えたという学校はこの市町村の中で1校だけで、ほとんどの学校はやっぱり決行しているという状況がありました。そういう中で、雨のときの対応というのを持っていましたので、各学校、雨の対応というところで決行して、途中で雨がひどくなって早目に帰ってきたという状況であります。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 大事な子供たちを預かっているんです。前日の気象情報を見て、そしてまた、当日小雨だったから。今の教育長の話ですと、全く気象情報、そしてまた、気象台が出している情報というものは全く眼中に置いていないと、こんなことありますか。教育委員会として、子供たちの命と安全を守るためには、そのぐらいのこととして当たり前じゃないですか。学校防災に関する手引、これにもちゃんと書いてあるんです。ちゃんと確認しろって。そういうことをやらないでいて、ほかの学校、ほかの地域の学校が行ったからやったなんて、もし事故が起きたら誰が責任とるんですか。各学校の校長がとるんですか。教員がとるんですか。それとも教育委員会、教育長がとるんですか。市長がとるんですか。お尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 各学校の危機管理マニュアルを見ますと、急な大雨に対する災害の対応としまして、在校時の対応、登下校時の対応、屋外での体育館での対応、校外活動での対応というのが県の資料にのっとってどこの学校もあって、これにのっとって進めているという現状であります。

それから、責任ということではありますが、学校における判断ということではありますが、基本的には学校教育法の37条で校長が校務をつかさどり、所属職員は監督するとなっておりますし、学校教育法施行規則の第63条で、非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができると明記されています。

一方で、牛久市立学校管理規則第6条第2項に、市外での校外活動実施に際しては、教育長の承認を得なければならないものとされております。これにより、市外等における学校行事の実施内容について事前に承認を得ているものでありますが、実施当日に非常変災その他急迫の事情がある場合の実施の可否を承認しなければならないものではありません。

したがって、本事案に対して、学校と教育委員会での役割分担としては、校長の権限のもと実施される校外活動に関して、教育委員会として助言するという立場だと思います。責任については校長であります、学校の管理者である教育委員会もその責任を負うと考えます。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 今、学校の防災マニュアルとか言っていましたけれども、それじゃあ、茨城県の学校防災に関する手引というのは関係ないと。改訂版の中での、さっき言いましたように、85ページです。ここに気象情報というものをしっかりと把握しなきゃならないんです。気象情報をテレビやラジオ、インターネット。当然、インターネットではポータルサイト、これ千葉県のパータルサイト、茨城県、都道府県どこにもポータルサイトありますけれども、例えば、千葉県の成田、成田ゆめ牧場行ったそうなんですが、朝の9時には大雨警報が出ているんです。注意報じゃないです、大雨警報。これは何かというとレベル3です。避難準備。高齢者は即刻避難をなささいというのが警戒レベル3、大雨警報です。このときに、成田では大雨警報、レベル3です。そういうところに行くということ。これ全く認識ないですよ。ですから、茨城県が改訂版を出した。確かに古いことは古いです。平成25年だったかな、ものです。牛久市でもこれまでの答弁だと、11時ごろ警戒レベル3というふうに発表されました。今、教育委員会として今の教育長の答弁だと、教育委員会としての危機管理という問題については余り認識していないと。何かどうも全部校長の責任に任せて、関係ないようなふうに関こえるんですが、その点についてもう一度お尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 今回の件につきましては、私も教育長、それか教育委員会に対しても、もうちょっと考えるときがあったんじゃないかという、そして、確かに学校長は非常なことで悩んだと思います。1つの悩みは、今ずっと準備してきて、そしてこれがまた中止にすると行けなくなる、またそういう授業なくなってしまう、またキャンセルのお金が発生する。それはいいとか悪いとか、検証は話します。そういう状況があることによって、校長は非常に悩んだ。そこで、私が言いたいのは、何で教育委員がもうちょっといろんな話をできなかったか、それが僕は一番のことなんです。ですから、やはりどこでどうなるか。やっぱり子供の安心、でも、いろんな状況があると思いますので、やっぱりそれを、最終的には学校長なんだろうが、でも教育委員会もそれをちゃんとしっかりと、校長先生、こういうことはこうですよって話をしっかりと管理體制、これからそれをしっかりとることなのかな。ですから、私も子供たちが想定される、この危険に関してはいろんなこと、今からもしていきたい。交通、何といたしますか、登下校、それから遊ぶときも、そのときにやっぱり子供たちの安心で、このクラス、学校で勉強できる、そういうことを今からやっぱり教育委員会、そしてPTAの方、いろんな方と話す機会、話さなければいけないと思います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 25日の対応ですが、レベル3が出た時点で校長先生方を全員招集しました。学校の子供たちがいるものですから、まだあの時点では1年生も帰っていませんので、これからどうするというのを校長先生方全員集めて協議しました。その結果、6年生、高学年も早く帰そうと。そして、牛久小のような土砂警戒区域があるところは帰さないようにしよう。また、ひたち野や中根はどうしよう、奥野はどうしようということで、校長先生方に集まってもらって、学校に今残っている子供たちの対応を協議して、各学校に校長先生に帰ってもらって対応したという状況はあります。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 今、教育長が言ったのは当日のかっぱメールでいっぱい出てきます。何時に下校するとか、そういったものは学校メールで流されています。遠足に行っている人たちが元気に頑張っていると。台風の中からどうやって元気に頑張るのか理解できないんだよね。それで、危機管理の問題で、この遠足には子供たちは雨具、帽子、傘、ヘルメット、どういう装備で行ったのかお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） ひたち野小学校だけは雨の対応なんです、成田ゆめ牧場のパーベキューハウスで御飯を食べたんですが、ここだけは屋根つき広場でモルモットに餌をやったり、牛舎で乳搾りをやったというので、屋根つき広場ということでぬれてしまいました。

残りの4校は全て室内の行動でしたので、4校はぬれることはなかったというか、車に乗るときにぬれたという程度であります。

ただ、どこの学校も雨がっぱを持っていきましたので、ひたち野小の子供たちも雨がっぱを持って移動したと、そういう状況であります。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） ヘルメットのこと聞いたんですが、ヘルメットを、それとほかの学校についても、バスから直接施設に入れるということはあり得ないと思うんですが、そのとき、そしてまた、通常の通学時に奥野小学校ではスクールバス乗っているときもヘルメットをかぶっているんですが、今回の課外学習、校外学習、遠足で、子供たちにヘルメットはかぶせたのかどうかということをちょっと聞きたい。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 済みません。そこは確認しておりません。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 私が聞くところによりますと、ヘルメットは穴だらけで、雨が降ると当然ぬれます。帽子をかぶったら帽子はだめだと。帽子の上からヘルメットをかぶってはだめで、帽子をとらされた。子供たちはびしょびしょにぬれて、唇も紫色になって帰ってきたというような話も聞いております。当然これは、こういう状況というのは学校長の責任ですよ。先ほど教育長が言ったのはみんな学校長の責任でやっているということですから、このところについて再度お尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 市内13校ありますが、子供の実態、先生方の実態、保護者の実態、地域の実態が違う中で、一つ一つの判断に教育長の指示を仰ぐというよりは、やっぱり校長先生がその場その場の判断でその危機を乗り越えるというのが一番ではないかと思っています。私たちは、そのためのふだんの指導、それから危機管理マニュアル等の不備の訂正、そういったことでバックアップしているというのが学校と教育委員会の関係ではないかなと思っています。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 1つ例を言いますと、来年の東京オリンピック、東京都が100万枚、子供たちに無料で入場券を配ると。そうしたら、約半分の小学校で拒否したと。これは7月、8月、熱中症対策で学校としては責任持てないというようなこと。先ほどの教育長の話だと、朝、雨が小降りだったからと。東京と比べるともう1年、1年ないんですけども、という状況と比べて、余りにもちょっと違い過ぎるんじゃないかというふうに思うんですが、こ

の点と、それと、市内の土砂災害警戒区域指定箇所は教育委員会として把握しているかどうか。そしてまた、そこに住む子供たちはどの程度把握しているのかお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 熱中症対策ということは把握して頻繁に指導しております。ことしの中学校の運動会がありました、ひどい暑さでした。校長先生方連絡とり合って、下根中は午前中で中止にしました。牛久三中のところは3種目で終わりにしました。牛久一中は校医さんがいるので、校医さんの判断に任せました。南中と二中は熱中症指数というのを測定しながら進めました。そういった状況で、熱中症に関しても常に、今学校で起こっている状況に関しては、あの日は土曜日でしたが、一日、校長先生と連絡とりながら運営状況を確認するというようなことをしておりますので、学校と教育委員会の連携した危機管理というのはある程度進めているのかなと思っています。

それから、土砂災害ですが、一番危険なのは牛久小地区の新地地区だと思います。奥野小地区にも幾つかありますが、大きいのは牛久小地区の新地地区の子供たちでした。当日は、親がいないところに関して、家が潰れては大変だということで学校では3名の子供たちを残しました。そのほかの子供たちは児童クラブですので、夕方まで待って帰したということで、土砂災害の対応もきちんとしていたのかなと感じています。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） いやね、熱中症対策聞いているんじゃないんです。東京都の来年行われるオリンピックに対して、学校としては無料であっても要らないと、拒否したと。それにはいろいろ理由があるみたいで、バスを使わないこと、電車で来ることとかなんとかあるようですが、1年も前からそういった状況について危機管理ということで対応を検討しているんです。それは、今の教育長の話ですと、教育委員会として、そしてまた学校として、子供たちの防災に対する十分な検討がなされていないと、茨城県教育委員会発行の防災の手引、また、茨城県の防災危機管理ポータルサイト、これをもう少し各学校、そしてまた校長が、全部見ろということじゃないです。教育委員会として、さっき言いました改訂版の85ページの問題、先ほどうる言いましたけれども、これらのことをしっかりと教育委員会がつかんで、そして各学校校長、校長も2年、3年たてばいなくなっちゃいますから、ちゃんとそういったマニュアルをつくって、各学校でつくっているなんて、各学校のマニュアルが茨城県が改訂版で出したものに沿っているかどうかという問題もあるわけです。そのほかに原子力災害に対する教育委員会の対応なんかというマニュアルもあります。ですから、そういったものをしっかりと、各学校で勝手にやれじゃなくて、教育委員会、教育長が責任を持ってこの防災の手引、そしてまたこのポータルサイト、これをしっかりと把握をして、そして各学校、そしてまた、校長に伝え

ていってほしいと思います。この点についてどうなのかお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 私たちがやることは、やはり学校の危機管理マニュアルが使えるようにすることと、毎年点検して議員がおっしゃるように新しい情報を入れていくということかと思えます。実は、危機管理マニュアルの点検は年に2回行っています。1回は県の管理主事という者が訪れて点検します。もう一回は、市の指導課がやっぱり点検します。そういった意味では、年に2回危機管理マニュアルの点検をしているわけですが、今議員のおっしゃるように、天候の急変等々が激しくなってきましたので、もう一度そのようなことを重点に見直していきたいと思っています。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 何で茨城県の教育委員会が発行している防災の手引というものを教育委員会として参考にしないのか、そういう答弁がないんですよね。そしてまた、茨城県の防災危機管理ポータルサイト、これもやっぱり教育委員会ですっきりと把握しなきゃならないと私が言っているんですけども、これやるのか、やらないのか聞いているんです。このことについてどうなんですか。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 答弁が漏れましたが、危機管理マニュアルの中には気象庁のこと、それから特別急報のこと、気象庁の特別急報のリーフレットのこと、さまざまなことが書いてありますので、学校としても教育委員会としても十分踏まえた上での危機管理マニュアルになっていると感じています。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 茨城県の出しているのは見ないということだね。気象庁は警戒レベル2までしか出さないんです。警戒レベル3を出すというのは各市町村が出すんです。ですから、成田ゆめ牧場行った子供たち、あそこでレベル3を出したのは成田市なんです。気象庁じゃないですよ。そういうものはこのポータルサイト見ればわかるんです。何でこれを見ると、そして教育委員会としてしっかりと把握したいということが言えないのか、もう一度聞きます。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 成田ゆめ牧場に行った管理職がそのポータルサイトを見たかどうかの確認を、申しわけないですが私がしていない状況であります。ですから、30分早く帰ってきたという判断の裏には、ポータルサイトを見て危ないと思って帰ってきたのかもしれませんが、今現在学校との確認をとれていないというところであります。ただ、ふだんから研修等し

ておりますので、各種のポータルサイト等はふだんから学校は見る習慣はついているんじゃないかなと思いますが、確認はとっておりません。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） 防災の手引も教育委員会、県の教育委員会ですよね。校長も教員も全部県の職員です。県の教育委員会が発行している防災の手引、これは当然教育委員会でもやると思いますし、ポータルサイトだって私は校長とか教員が見るじゃなくて、教育長が見るか見ないか。そして、教育委員会の中で共通の防災マニュアルまでつくらなくても、共通認識を持たなきゃならないということを知っているんだけど、同じこと聞いても毎回同じもので、基本的には教育長の責任を、教育委員会でも最高責任者の教育長の責任を逃避しているというふうには私は判断をせざるを得ません。しかし、この手引、また、ポータルサイトというのは、ぜひ座右の銘として置いておいてほしいと思います。

次に、監査委員会の監査制度の問題についてであります。

監査委員会自身の任務は、公平・公正、中立、そして監査委員としての得た情報をもとに議選、議会から選出された議員が議会での一般質問で取り上げる内容について、これは議員本人の問題ですから監査委員会としての認識についてはなかなか難しいところがありますけれども、私たちがいろいろな資料を調べたところ、メリット、デメリットがあるようであります。もし、監査委員会のほうでこの議員と、そしてまた一般質問、議会での質問の取り上げ方等、何かお考えがあればお尋ねをします。

○議長（石原幸雄君） 監査委員事務局長大和田伸一君。

○監査委員事務局長（大和田伸一君） まず、監査委員の服務なんですけれども、地方自治法のほうに規定されておまして、その職務を遂行するに当たっては常に公平不偏の態度を保持して監査をしなければならない。監査委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とするとの規定がございます。先ほど議員がおっしゃっていたとおり、監査委員だけが知ることのできる事項については、一般質問等によって表に出すことは、秘密を漏らしてはいけないという職務規定違反になるとは考えています。以上になります。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） 今回の市長選挙で議選、議会から選出された監査委員は自身の名前でチラシを配布しましたが、本人は監査委員は何ら問題ないと言っていると発言をしております。監査委員制度、そしてまた、監査委員会を経て正式な監査委員会の見解となったのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（石原幸雄君） 監査委員事務局長大和田伸一君。

○監査委員事務局長（大和田伸一君） お答えします。

監査委員がチラシを配布したことについて、監査委員と職員との内々の話として話した内容は、チラシの内容を詳細に把握せず、チラシの発行者が直接的に監査委員という肩書でなかったことを見て、公職選挙法に規定されている地位利用による選挙運動の禁止には当たらないと思われると話をしていただきました。また、地方自治法に監査委員の服務として、公平不偏な態度で監査をしなければならないとの規定がされておりますので、監査委員になったことにより全ての議員活動が制限されるものではありませんが、市民から公平公正な監査を行っていないのではないかと疑われかねない行為は控えていただいたほうがよろしいのではないかと趣旨のお話をいたしました。

内容を把握した現在、前回と同様、監査委員と職員との内々での話としてお話をさせていただくとすれば、監査委員として知り得た情報だと疑われる内容の記述もありますので、服務規程違反や地位利用による選挙運動の禁止に当たる可能性もあり、また、公平・公正な監査を行っていないと疑われる可能性があるとお話しすると思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） 地方自治法第198条の3で、監査委員は、その職務を遂行するに当たっては常に公平不偏の態度を保持して監査をしなければならない。2項で、監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。これはその法律に基づく確認ですが、これでよろしいでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 監査委員事務局長大和田伸一君。

○監査委員事務局長（大和田伸一君） 地方自治法にそのとおり規定されております。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） 地方自治法の改正で昨年4月1日から地方自治法第196条第1項のただし書きで、条例に定めれば議員選出の監査委員を選ばないこともできるようになりました。これもよろしいでしょうか、確認をいただきたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 監査委員事務局長大和田伸一君。

○監査委員事務局長（大和田伸一君） 令和2年4月施行で、監査委員、条例で定めれば議員のうちから選任しないことができると規定されました。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） 次に、罷免の問題ですが、第197条の2、普通地方公共団体の長は、監査委員が心身の故障のため職務の遂行にたえないと認めるとき、または、監査委員に職務上の義務違反、そのほか監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得てこれを罷免することができる。この場合においては議会の常任委員会または特別委員会において公聴会を開かなければならないとあります。これも、これでよろしいでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 監査委員事務局長大和田伸一君。

○監査委員事務局長（大和田伸一君） こちらも地方自治法にそのとおり規定されております。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） ここで最後に市長に質問なんですが、市長の権限で罷免することもできます。議会に報告をして、これまでの一連の方向からいけば市長としてはこの条項、今、私が何項目か言いました条項に対してどのように考えるのか。そしてまた、議会選出の監査委員を選ばないことも条例でできるようになりました。この2点について市長の考え方をお尋ねいたします。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私たちは、我が執行部においても、そして議員の皆さんにおいても、また、監査委員の方においても、さまざまな負託をされております。そして、その執行に当たっては責任もございませう。その責任を果たすために支障になるようなこと、これはまことに遺憾と思ひます。ですから、それをどのように判断して、どのようなものを導くか、これはやっぱり議員であれば議員の皆様、執行部であれば執行部のほうでしっかりとこれは議論すべきものだと思ひております。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） 私たちは、法律にそぐわない行為をした者は職を辞すべきだと主張いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（石原幸雄君） 以上で22番利根川英雄君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問はこれまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。

大変御苦勞さまでした。

午後4時33分延会